# **紙推進協ニュース** 2025年3月31日 №.122

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館8階

TEL: 03-3501-6191 ホームページ: http://www.kami-suisinkyo.org/

FAX: 03-3501-0203 E ->-> : p@kami-suisinkyo.org

本紙推進協ニュース No. 1 2 2 では、[I] 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 (容り協) 紙容器事業情報、[Ⅱ] 2 0 2 4 年度第 3 回理事会報告 (2 / 1 4)、第 2 回複合品 (複合紙製容器包装) リサイクル推進WGの活動報告及び特別会費の請求、[Ⅲ] 容り関連動向についてお届けいたします。

# [1] 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(容リ協)紙容器事業情報

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の2024年度再商品化見通し等報告会は、3月4日に開催されました。本報告会は4素材を総括し、Web併用にて行われました(資料1参照)。

#### <2024年度 再商品化見通し等報告会>の資料による紙容器事業に関する内容

#### 1 2024年度 再商品化実績見通し

- ・市町村からの引き取り見込量は13,135トンとなりました(前年度実績13,898トン、前年度比(94.5%)。
- ・再商品化製品販売見込量は、製紙原料 11,924 トン (92.5%)、材料リサイクル 142 トン (1.1%)、固形燃料 818 トン (6.3%)、合計 12,884 トンとなり、前年度より 983 トン減少 (前年度比 92.9%) しました。
- ・古紙は発生量、回収量ともに減少する中で、前年度は名古屋市の雑がみ一括回収への変更により大幅な減少となったが、2024年度は懸念された他の市区における追随する回収方法変更等はなく、大きな減少とはなりませんでした。

#### 2 2024年度 紙製容器包装収支見込 (余剰精算金見込)

<余剰精算金見込について>

2024年度は合理化拠出金は発生しなかったため、再商品化実施委託料金のみでの計算で、余剰見込額は約1.82億円となり、再商品化実施委託料金ベースの余剰金精算率は約33.0%となる見込

#### 3 2025年度 落札結果

- ・市町村の申込量13,377トン(前年度比95.1%)となり前年度から692トン減少しました。
- ・入札参加事業者数は41社(前年度42社)で、市町村の申込数は138(前年度141社)で3減少しました。
- ・落札加重平均単価は-4,375円/トン (前年度-3,368円/トン) となり、前年度より1,007円/トン有償化が進みました。

うち: 逆有償落札平均 13,627 円/トン (前年度 13,136 円/トン)

逆有償落札量4,059 トン 全落札量の30.3%(前年度4,159 トン 全落札量の29.6%)

うち:有償落札平均 -12,217円/トン(前年度 -10,295円/トン)

有償落札量9,318トン 全落札量の69.7%(前年度9,910トン 全落札量の70.4%)

- ・再商品化事業者への支払いは、55,312 千円と昨年より増加する見込(前年度54,633 千円)。
- ・有償入札による再商品化事業者からの容り協への委託収入は約113,838 千円と見込まれ、消費税控除後の 金額が有償で落札した保管施設の市町村に拠出されます。

## [Ⅱ] 2024年度第3回理事会報告(2/14)

2024年度第3回理事会を2025年2月14日(金)にWeb併用で開催、1. 当推進協議会の運営体制の見直しについて、2. 2024年度活動報告ならびに収支決算見込報告、3. 2025年度活動計画ならびに収支予算案、4. 複合品リサイクル推進WGの活動報告・活動計画、5. 新会員募集/ご加入のお願いについて説明しました。

※来年度は役員改選の年ではございませんが、役員交代を予定されている方には早めの変更届を提出していただくようお願いしました。

#### 1 当推進協議会の運営体制の見直しについて <第1号議案>

#### 1) 専務理事交代の経緯

専務理事については、当推進協議会の発足以来、立ち上げ主体であり中身事業者団体である全日本菓子協会から出すということで、森永製菓(株)より川村節也が2011年11月以来出向しておりましたが、65歳を迎えたため2025年6月の総会にて専務理事を交代し6月末にて当推進協議会を退任することとなりました。

#### 2) 専務理事の後任人事について

上記の専務理事交代にあたり、後任人事について検討してまいりましたが、この度は、当推進協議会の 運営体制の効率化等のため、会長団体・会社である(一社)日本印刷産業連合会のTOPPAN(株)から 専務理事を出すことについて、運営幹事会で討議の上、理事会に提案することといたしました。

#### 3) 理事会・総会への提案

上記の後任人事について、2月14日の理事会にて討議の上、ご承認いただければ、4月1日付にて専務 理事の後任候補が当推進協議会に着任することとなります。

来年度は役員改選の年ではありませんが、2025年度役員候補名簿として6月3日の総会に議案として提案することになります。

専務理事の後任候補が4月1日付で着任してから前任の専務理事が6月末で退任するまでの3ケ月間で引継を実施、重なる部分の人件費補助は75万円となります。

#### 4) 今後の運営体制の見直しについて

この度の専務理事の交代を前例とせず、新体制のもとで、今後の体制に向けた会長・専務理事の選出プロセス、任期等を運営幹事会・理事会で検討いたします。

第1号議案について野口議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。専務理事の後任候補として4月1日付でTOPPANグループのパッケージ事業の製造部門を担う(株)トッパンパッケージプロダクツ代表取締役小川龍太が着任しますので皆様よろしくお願いいたします。

#### 2 2024年度の活動報告ならびに収支決算見込報告

#### 2-1. 自主行動計画2025フォローアップ報告(2023年度実績)

- 1) リデュースの推進:21.1%削減(包装用紙・紙器用板紙の国内出荷量)
- 2) リサイクルの推進:回収率22.4%

#### 2-2. 容器包装リサイクル制度見直しに向けた取り組み及び関連動向 <容り法改正対策委員会>

1) 成長志向型の資源自律経済の確立に向けた取り組み

- 2) CLOMA (クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス) の取り組み
  - ・CLOMAの取り組みで当推進協議会は、紙に直接係わる部分である Key action 4&5 の「代替素材の開発・利用(紙・バイオプラ等)」においては、法規制・基準分科会ではリサイクルの観点から「紙製容器包装の識別表示の区分」の在り方を、再資源化分科会では「未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについて」を検討課題として取り組みました。
- 3) 名古屋市が「紙単体紙製容器包装」を容リルートでの回収から離脱
  - ・容リルートでの回収量最大で全体の約1/3を占めた名古屋市が、2023年度より製紙原料向けの「紙単体紙製容器包装」を容リルートでの回収から離脱し紙小物を含む「雑がみ」に回収対象を拡大し古紙ルートでの回収に変更、逆有償でRPF等の固形燃料に再商品化する「複合紙製容器包装」のみ引き続き容リルートでの回収を継続、容リルートの全国の回収量は1.4万トンに減少しました。
- 4) 複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WGの発足
  - ・容器包装リサイクル制度の見直しに向け「提言3」で複合品(複合紙製容器包装)の収集・リサイクルの推進を提言していること、「プラスチック資源循環促進法」の施行にともない「基本的な方針」の告示で、「再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え」と「紙」について明確に位置付けていただきましたが、プラからの「紙化」を進めるにあたり「複合品」についてもリサイクルすることが求められているため、複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WGの設置及び特別会費の募集を第1回理事会(2024年5月15日)で承認されました。
  - ・第1回WG(7月26日)で取り組む自治体候補の選定や焼却炉更新時期等のアンケート内容を確認し、第2回WG(2025年1月31日)で取り組み状況を説明するとともに、自治体訪問時に使いやすいパンフレット「紙製容器包装のリサイクルについて」改訂についても報告しました。福井市、岐阜市、江戸川区、茨城県古河市、東京都町田市、大阪府吹田市、静岡県焼津市、大阪府門真市、福岡県北九州市を訪問、更に2回目の取り組みにつなげていく予定です。

#### 2-3. 紙製容器包装の会議・調査活動

- 1) 企画・運営<運営幹事会>
  - ・2025年度の専務理事の交代に向けて、当推進協議会の運営体制の見直しについて討議しました。
- 2) 新型コロナウイルス感染症禍からの平常化
- 3) 市区の組成分析調査 <技術委員会>
  - ・旭川市、千葉市及び、名古屋市で、紙製容器包装の組成分析調査を実施しました。
- 4) 紙製容器包装のマテリアルフロー(2023年度)の作成 <技術委員会>
- 5) 市町村回収量アンケート調査 <総務委員会>
  - ・市町村の回収量アンケート調査を人口10万人程度以上の295市区対象に実施、293市区より回答を得て、紙製容器包装の回収量と回収率を算定しました。

#### 2-4. 3R推進のための広報・啓発 <総務委員会>

- 1) 「3 R改善事例集第18版」の発行
- 2) パンフレット「紙製容器包装のリサイクルについて」改訂
- 3) 「エコプロ2024」出展(12月4日-6日 東京ビッグサイト)

#### 2-5. 3R推進団体連絡会における取り組み(自主行動計画と主体間連携の推進)

1) 自主行動計画フォローアップ報告 (12月17日:経団連会館) 自主行動計画2025 (2021~2025 年度) のフォローアップ報告の3年度目の 2023 年度実績を記者 発表(報道関係者28名)

- 2) 主体間連携の推進
  - ・「容器包装3R推進フォーラム」(1月28日:文京区、オンライン及び録画配信併用)
  - ・意見交換会「容器包装3R交流セミナー」(高松・岐阜・前橋市) 開催
  - ・3 R市民リーダー育成プログラム; 主幹事としてNPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットと連携展示会への出展: 副幹事として「エコプロ2024」に出展

#### 2-6. 会員への情報提供

- 1) 紙推進協ニュース (No. 119~122) の発行やメールの発信
- 2)「3R改善事例集第18版」を全会員に送付
- 3) ホームページの充実

#### 2-7. 2024年度収支決算見込報告

複合品リサイクル推進WG発足にともなう特別会費基準及び新規会員の入会により収支が改善の見込み

#### 2-8.2025年度役員名簿

役員改選の年ではありませんが、専務理事交代に伴い議案として提案。

#### 3 2025年度活動計画ならびに収支予算案

#### 3-1. 企画・運営 <運営幹事会>

この度の専務理事の交代を前例とせず、新体制のもとで今後の体制に向けた会長・専務理事の選出プロセス、任期等を運営幹事会で検討いたします。

#### 3-2. 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた取り組み <容リ法改正対策委員会>

- 1) 自主行動計画2030 (2026~2030年度) の目標設定の検討
  - ・第5次自主行動計画である自主行動計画2030(2026~2030年度)の数値目標を含めた目標設定の検討を行ない、自主行動計画2030としての発表の準備をします。
- 2) 自主行動計画2025のフォローアップ報告(2024年度実績)
  - ・自主行動計画 2 0 2 5 (2021~2025 年度) の 4 年度目 (2024 年度) のフォローアップ報告を経団連と ともに 12 月に記者発表します。
- 3) 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」改訂
  - ・前回の合同審議会で、当推進協議会による紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」として、紙製容器包装の紙単体と複合品の区別表示を設定することを提言し、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」における分別排出の考えられる施策の例として、「紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである」と課題として取り上げられていること及び複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WGの取り組みを勘案し、第1回理事会で改訂します。
- 4) CLOMAの取り組み
  - ・CLOMA (クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス) の取り組みで紙に直接係わる部分 である Key action 4&5 の代替素材の開発・利用 (紙・バイオプラ等) において、法規制・基準分科 会ではリサイクルの観点から「紙製容器包装の識別表示の区分」の在り方について検討、再資源化分 科会では「未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクルについて」検討を進めてまいります。

- 5) 複合品(複合紙製容器包装) リサイクル推進WGの取り組み
  - ・容器包装リサイクル制度の見直しに向け「提言3」で複合品(複合紙製容器包装)の収集・リサイクルの推進を提言していること、「プラスチック資源循環促進法」の施行にともない「基本的な方針」の告示で、「再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え」と「紙」について明確に位置付けていただきましたが、プラからの「紙化」を進めるにあたり「複合品」についてもリサイクルすることが求められているため、複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WGの取り組みで、新たに10市区の自治体に働きかけるとともに会員セミナーを開催、パンフレットも毎年改訂いたします。

#### 3-3. 紙製容器包装の調査活動

- 1) 市区の組成分析調査 <技術委員会>
- 2) 紙製容器包装の軽量化実態調査(原単位) <技術委員会>
- 3) 紙製容器包装のマテリアルフロー(2024年度)の作成 <技術委員会>
- 4) 市町村回収量アンケート調査 <総務委員会>

#### 3-4. 3R推進のための広報・啓発 <総務委員会>

1)「3 R改善事例集第19版」の発行、2)展示会への出展、3)会員への情報提供

#### 3-5. 3R推進団体連絡会における取り組み(自主行動計画と主体間連携の推進)

第5次自主行動計画にあたる自主行動計画2030 (2026~2030年度)の数値目標を含めた目標設定を検討するとともに、自主行動計画2025 (2021~2025年度)の4年度目 (2024年度)の成果を12月に経団連とともにフォローアップ報告として記者発表、3R推進団体連絡会として団結して取り組みます。主体間の連携を推進するために、①3R推進フォーラム②3R交流セミナー③3R市民リーダー育成(主幹事)④展示会への出展(副幹事)等を実施してまいります。

#### 3-6. 2025年度予算案

2025年度に向け引き続き財政は厳しいが、複合品リサイクル推進WGに取り組み、新規会員募集等、収支の改善に努めます。

#### 4 複合品リサイクル推進WGの活動報告・活動計画

- 4-1. 2024年度複合品(複合紙製容器包装) リサイクル推進WG活動報告
  - 1) 目的·理由
  - 2) 複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WGの取り組み体制・目標
    - ・WGの体制
    - ・求められる取り組み・目標
  - 3) 複合品(複合紙製容器包装) リサイクル推進WGの取り組み
    - ・キックオフミーティング(4月15日)
    - ・2024年度第1回理事会にてWG設置承認(5月15日)
    - ・2024年度定時総会にて報告(6月3日)
    - ・コアレックス信栄(株)取り組み自治体優先順位選定等事前ヒアリング(6月19日)
    - ・王子ホールディングス(株)取り組み自治体優先順位選定等事前ヒアリング(6月21日)
    - ・紙推進協ニュース No. 119 (6月28日発行)
    - ・第1回複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WG・意見交換会開催(7月26日)

- ・(株) トベ商事(新会員) 取り組み自治体優先順位選定等ヒアリング(9月2日)
- ・官民パートナーシップフォーラム・交流会 (10月31日)
- ・第2回複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WG(1月31日)
- 4) 市町村回収量アンケート調査(2023年度実績)報告
- 5) 取り組む自治体候補を選定
- 6) 自治体との意見交換状況
  - ① 福井市 市民生活部 環境政策課(12月23日)
  - ② 岐阜市 環境部 資源循環課(1月20日)
  - ③ 江戸川区 環境部 清掃課・江戸川資源リサイクル事業協同組合(1月21日)
  - ④ 古河市 市民部 環境課 (1月23日)
  - ⑤ 町田市 環境資源部 環境政策課(2月10日)
  - ⑥ 吹田市 環境部 環境政策室(2月17日)
  - ⑦ 焼津市 市民環境部 環境課 ごみ減量推進室(2月25日)
  - ⑧ 門真市 環境水道部 環境政策課(3月18日)
  - ⑨ 北九州市 循環社会推進部 循環社会推進課 (3月24日)
  - ⑩ 前橋市 環境部 ごみ政策課 (3月27日)
  - ・各自治体課長クラスをターゲットに、目標の 10 市区訪問を達成。来年の取り組みにつなげて いきます。
- 7) パンフレットの作成について
  - ・当推進協議会の従来の紙製容器包のパンフレットについて、汎用性を残しながら複合品(複合紙製容器包装)のリサイクル推進に対応し3月に全面改訂し紙推進協ニュースに添付しました。
- 8) 会員セミナーの開催は見送り
- 9) 特別会費の収支見込

#### 4-2. 2025年度複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WG活動計画

- 1) 2025年度取り組む自治体候補選定について
- 2) 市町村回収量アンケート調査(2024年度実績)
- 3) パンフレットを毎年改訂
- 4) 会員セミナー開催
- 5) 2025年度の特別会費請求について
  - 2025年度特別会費請求
  - ・特別会費の収支予算(案)

#### 4-3. 市町村回収量アンケート調査(2024年度実績)

- 1) 焼却炉の更新計画等について
- 4-4. パンフレットの作成について

#### 5 新会員募集/ご加入のお願いについて (継続)

・当推進協議会は各業界団体・企業の並立したご協力により発足した経緯を説明し、新会員募集活動について引き続き御協力のお願いと会員候補の説明をしました。

# [Ⅲ] 容リ関連動向について

- 1 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会
  - ・産業構造審議会産業技術環境分科会で2023年8月廃棄物・リサイクル小委員会を廃止して資源循環経済 小委員会を設置され、2023年9月に第1回小委員会を開催、2024年12月に開催された第10回小委員会 で、パブコメを受けて「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ」 が行なわれました。

再生材利用拡大に向け再生材利用義務を課す製品を特定し、再生材の利用に関する計画の作成及び定期の報告を義務付けることや環境配慮設計の促進として認定制度を創設すること、再資源化の促進として認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例を講じ回収・再資源化のインセンティブを付与すること、CEコマースの促進として資源の有効活用や消費者の安全といった観点から、満たすべきCEコマースビジネスの基準を設定する等、制度的枠組みを構築していくことになります。2月13日に「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ」として公表されました。

#### 推進協ニュース別添資料

- ・資料1 「令和6年度 再商品化見通し等報告会」(抜粋)
- ・資料2 「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ」
- ・資料3 「紙製容器包装のリサイクルについて」

一以上一

# 令和6年度 再商品化見通し等報告会 次 第

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

日時:令和7年3月4日(火)

13:30~15:00

場所:AP虎ノ門 会議室C+D 及び

オンライン

- 1. 開会
- 2. 挨拶
- 3. 報告事項

(1) 令和6年度再商品化実績見通し(総括)について (資料1)

(2) 令和6年度収支見通しについて

(資料2-1)、2)

(3) 令和7年度再商品化事業者の落札結果について

(資料3)

(4) リチウムイオン電池発煙発火トラブル状況について

(資料4)

- (5) その他
  - ①委員会の開催(5月下旬~6月上旬)について
  - ②参考資料について

## 4. 閉会

#### [参考資料]

• 再商品化受託状況等(令和元年度~7年度) (参考資料1)

・令和7年度再商品化の実施に向けたスケジュール (参考資料2)

以 上

# 令和6年度 再商品化実績見通し(総括)について

13,532

43,539

(28,421トン)

製品プラ

計

131

1,595

(1,587)

製品プラ

計

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 令和7年3月4日

417,988

897,672

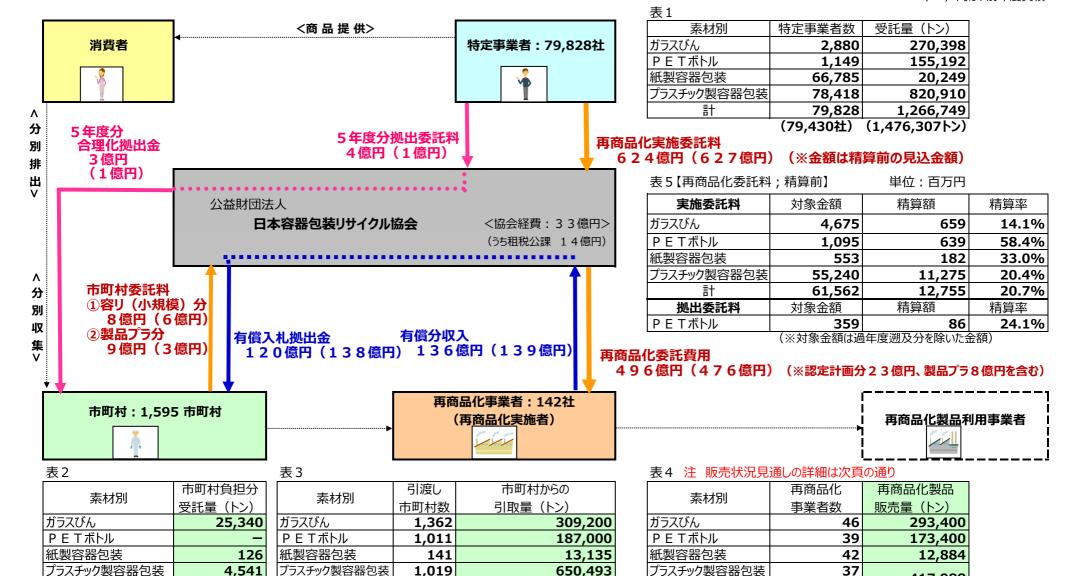
(919.547トン)

21

142

(147社)

\*()内は、前年度実績



13,532

1,173,360

(1,188,924トン)

製品プラ

計

## 令和6年度 再商品化製品販売状況について(見通し)

#### 1. ガラスびん

#### 【総括】

令和6年度の市町村からの引取量は309,200½/前年度比98.4%、再商品化製品販売量は、293,400½/前年度比98.8%の見込みである。

一方、ガラスびんの出荷(日本ガラスびん協会6社)は令和6年暦年で、83.7 万トッ/前年比93.3%と大きく減少した。

今後、市場に流通するガラスびんの大幅な減少により、再商品化事業者の材料びん確保が益々厳しくなると思われる。

	令和6年度見込	令和5年度実績	前年比(%)
びん用途	209,000	209,103	100.0%
その他用途	84,400	87,723	96.2%
計	293,400	296,827	98.8%

#### 2. PETボトル

#### 【総括】

市町村からの分別基準適合物引取量は、独自ルートに切り替えた市町村が増え、前年度比88.3%と減少している。また、再商品化製品販売の合計数においては前年度比97.9%と減少している。

利用製品の中で繊維/フィルム・シートが前年度より大きく減らしている一方で、飲料メーカーのボトルtoボトルの取り組みが加速したことで、飲料用ボトルが137.6%と大きく伸長し、利用製品間の差異が大きくなっている。

	令和6年度見込	令和5年度実績	前年比(%)
繊維	17,000	26,064	65.2%
フィルム・シート	27,500	54,948	50.0%
ボトル(飲料用)	126,000	91,579	137.6%
ボトル(その他)	2,400	1,579	152.0%
成型品	500	2,806	17.8%
その他	0	80	0.0%
計	173,400	177,056	97.9%

#### 3. 紙製容器包装

#### 【総括】

古紙の発生減に歯止めがかからず、回収量も減少傾向にある。

なお、令和5年度は名古屋市の雑紙一括回収への回収方法への転換により、協会引き受けが大幅に減少したが、令和6年度は他の市町村の回収方法変更の追随はなく、大幅な減少にはならなかった。

紙製容器包装の販売は、品薄状態からニーズが高く、製紙原料向け、材料リサイクル向け、固形燃料化向けともに問題なく販売されると見込んでいる。 引取見込み量は13,135トンと前年度実績比763トン程度の減少が見込まれ、 再商品化製品販売量は前年度実績比983トン程度減少、前年度比92.9% 程度となる見込みである。

	令和6年度見込	令和5年度実績	前年比(%)
製紙原料	11,924	12,769	93.4%
材料リサイクル	142	169	84.3%
固形燃料	818	930	87.9%
計	12,884	13,867	92.9%

#### 4. プラスチック

#### 【総括】

引取り見込量は前年度比99.2% (-5,280トン)、 製品販売量については前年度比93.4% (-28,499トン) の見込みである。引取量に関しては、製品プラの申し込み市町村数が50から131に増えた一方で、13市町村が33条認定に移行したことによる影響が考えられる。手法別の引取量は落札結果に紐づいており、材料リサイクルが前年比112.1%と増えた一方で、コークス炉化学原料が前年比76.5%と減少した。

	令和6年度見込	令和5年度実績	前年比(%)
材料リサイクル	416,662	371,562	112.1%
高炉還元剤化	15,567	16,642	93.5%
コークス炉化学原料化	162,789	212,912	76.5%
ガス化	55,183	54,365	101.5%
計	650,201	655,481	99.2%
白色トレイ	292	329	88.6%
総計	650,493	655,810	99.2%
【参考】製品プラ	13,532	4,719	286.8%

取扱注意

資料2-②

# 令和6年度収支見込み(正味財産増減計算ベース)(案)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	予算額	見込額	増 減	(単位:十円) 備 考
I 一般正味財産増減の部 1.経常増減の部				
(1)経常収益 ①基本財産運用益	240	240	0	
基本財産受取利息	240	240		国債運用
<b>◎ 末 ※ //n →</b>	00 000 050	77.000.700	A 44 054 070	
②事業収益 再商品化受託料収益	66,029,056 54,099,822	77,983,726 62,355,211	△ 11,954,670 △ 8,255,389	
(特定事業者・実施委託料)	04,000,022	02,000,211	2 0,200,000	
五帝日ル惡託約加井	220.004	274.420	A 42 E2E	物山まざ物はDCTギロのカスを外
再商品化受託料収益 (特定事業者·拠出委託料)	330,894	374,429	△ 43,535	拠出委託料はPETボトルのみで発生
			/	
再商品化受託料収益 (市町村・容リ分)	835,765	775,586	60,179	市町村負担分の申込
再商品化受託料収益	1,249,992	895,000	354,992	市町村からの製品プラ等の申込
(市町村・製品プラ等分)				
再商品化委託収益	9,512,583	13,583,500	△ 4,070,917	有償入札分内訳
(有償入札分)				①PETボトル 13,478,000 ②紙 105,500
				(2) HILL
経常収益計	66,029,296	77,983,966	△ 11,954,670	
(2)経常費用				
①事業費	05 004 500	04.000.445	050447	
再商品化委託事業 (主な内訳)	65,661,562	64,809,415	852,147	
ガラスびん再商品化委託料	4,746,390	4,231,000	515,390	
PETボトル再商品化委託料	476,014	382,000	94,014	
紙再商品化委託料 プラスチック再商品化委託料(容リ分)	120,450 45,737,642	56,500 41,804,000	63,950 3,933,642	
プラスチック再商品化委託料(認定計画分)	1,804,609	2,252,000	△ 447,391	
プラスチック再商品化委託料(製品プラ等分)	1,205,049	841,000	364,049	
人	64,562	64,360		通勤手当含む 通勤手当含む
ねタナヨ 設備等調査費	134,488 580,305	135,548 534,488	,	
旅費交通費	26,774	19,700	7,074	
コンピュータ処理料	447,700	428,200	19,500	
再商品化業務システム改善費	55,000	23,200	31,800	
商工会議所等委託費·研修費 申込書等印刷費·通信費	105,941 50,600	98,600 42,000	7,341 8,600	
<b>賃借料</b>	52,668	52,668	0,000	
租税公課	1,060,410	1,438,300	△ 377,890	
市町村拠出支出(合理化拠出金)	330,894	277,000	53,894	
市町村拠出支出(有償入札拠出金) 未収金償却費	8,612,236 0	12,038,900 67,451	△ 3,426,664 △ 67,451	
普及及び啓発 業務内容に関する説明会等の開催	33,220 22,660	26,000 24,000	7,220 △ 1,340	
	,	,		
パンフレット等の作成及び配布	10,560	2,000	8,560	
情報の収集及び提供	64,792	55,000	9,792	
会報の発行等	64,792	55,000	9,792	
交流及び協力	9,020	2,870	6,150	
国内外関係機関との交流及び協力	9,020	2,870	,	欧州、ブルネイ視察
事業費計	65,768,594	64,893,285	875,309	
ナルスリ	00,700,004	07,000,200	070,009	<u>l</u>

<u> </u>	マをむ	E va és	T₩ /┿	(単位:千円)
科目	予算額	見込額	増減	備考
②管理費				77 #1 - 7 14 A - 1
役員報酬	33,238	33,240		通勤手当含む
給与手当	89,904	85,948		通勤手当含む
福利厚生費	45,900	39,819	6,081	法定福利費他
退職給付費用	22,500	26,320	△ 3,820	
旅費交通費	264	120	144	
会議費	1,000	900		理事会·評議員会開催費
什器備品費	484	0	484	THE HIMSTER
減価償却費	100	0	100	
消耗品費	1,100	800	300	
修繕費	112	0	112	
印刷製本費	3,080	3,000	80	
通信運搬費	2,640	3,200	△ 560	
租税公課	100	12	88	
光熱水費	1,760	1,600		
賃借料	31,920	30,572	1,348	
涉外費	440	300	140	
委託費	10,340	9,840		弁護士・公認会計士等の費用
保険料	1,300	1,300		役員賠償責任保険等
会費	1,432	1,000		研修費含む
図書購入費	1,540	900	640	이 한 및 다 U
図音照入員   倉庫保管料				
	3,628	2,500	1,128	
その他雑費等	7,920	7,000		室内清掃、銀行振込関連手数料等
管理費計	260,702	248,371	12,331	
経常費用計	66,029,296	65,141,656	887,640	
当期経常増減額	0	12,842,310	△ 12,842,310	精算金見込
2 . 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
deritas i lesement	-	-		
(2)経常外費用				
(2)性帯が真用   経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0		
他会計振替前当期一般	0	0	0	
正味財産増減額				
当期一般正味財産増減額	0	0	_	
一般正味財産期首残高	62,590	62,576		
一般正味財産期末残高	62,590	62,576	14	
	,	ŕ		
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
当 期	120,285	120,285	0	
指定正味財産期末残高	120,285	120,285	0	
111 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11 / 11	120,285	120,285	U	
	100.0==	100.001		
Ⅲ 正味財産期末残高	182,875	182,861	14	
	i l		1	

#### 令和7年度再商品化事業の落札結果について

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 令和7年3月4日

令和7年度再商品化事業者の入札(ガラスびん、紙製容器包装およびPETボトル上期分の3素材)については、1月31日に入札を締め切り、2月4日に主務省の担当官立ち会いのもとに開札。2月26日に落札判定会議を実施し令和7年度の再商品化事業者を決定しました。2月28日に各入札事業者および各市町村に対し選定結果を通知しています。

また、プラスチック(プラスチック製容器包装及び分別収集物)については、1月10日に入札を締め切り、1月14日に主務省の担当官立ち会いのもとに開札。2月26日に落札判定会議を実施し令和7年度の再商品化事業者を決定しました。2月28日に各入札事業者および各市町村に対し選定結果を通知しています。

なお、令和7年度落札結果:速報値は、3月3日にホームページに掲載していますが、令和7年3月末の当協会と再商品化事業者との契約締結までに変更となる場合がありますので、4月上旬に確定結果および詳細情報をホームページに掲載します。

以下の表中の単価および金額は、すべて消費税抜きで表示しています。四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

#### 1. 各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量

素材/手法		加重平均	7落札単価(円	3/トン)	落札数量(トン)			
<del>并</del>	例/ 于法	令和7年度	令和6年度	前年度増減	令和7年度	令和6年度	前年度増減	構成比(%)
	無色	9,577	8,824	753	98,836	100,054	-1,218	30.0%
ガラスびん	茶色	10,629	10,029	600	101,542	102,280	-738	30.8%
77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	その他の色	16,399	16,681	-282	129,332	133,821	-4,489	39.2%
	ガラスびん合計	12,577	12,318	259	329,710	336,155	-6,445	100.0%
PET	PETボトル(上期)		-49,526	-25,912	93,274	102,108	-8,834	-
紙	製容器包装	-4,375	-3,368	-1,007	13,377	14,069	-692	-
	材料リサイクル	67,779	63,131	4,648	492,720	427,783	64,937	77.5%
プラスチック(プ	高炉還元剤化	54,779	46,106	8,673	15,903	15,906	-3	2.5%
ラスチック製容	コークス炉化学原料化	62,943	59,106	3,837	76,318	166,237	-89,919	12.0%
器包装及び分	ガス化	58,205	53,529	4,676	50,803	56,362	-5,559	8.0%
別収集物)	白色トレイ	59,334	61,057	-1,723	306	323	-17	-
	合計	66,105	60,899	5,206	636,049	666,611	-30,562	100.0%

- ・令和6年度の単価・数量は前年度の落札時の数値です。
- ・表示している落札単価は、有償落札分と逆有償落札分の総合計の金額を落札量で除した加重平均値です。
- ・РЕТボトルについては、令和7年度は上期落札結果、令和6年度も上期の落札結果を表示しています。
- ・指定法人から再生処理事業者へ費用を支払ってリサイクルするものを「逆有償」、 逆に P E Tボトル等で再生処理事業者が指定法人に費用を支払うものを「有償」と表現しています。
- ・プラスチックの加重平均落札単価はプラスチック製容器包装及び分別収集物の中の容リプラの単価を記しています。 また、落札数量はプラスチック製容器包装及び分別収集物の中の容リプラの数量を記しています。

#### 2. PETボトル・紙製容器包装の有償および逆有償落札状況

<b>=++</b>		落札単価(円/トン)			落札数量(トン)			
	素材	令和7年度	令和6年度	前年度増減	令和7年度	令和6年度	前年度増減	構成比(%)
D E T#\!	有償分	-78,077	-54,151	-23,926	92,146	97,306	-5,160	98.8%
PETボトル (上期)	逆有償分	140,298	44,194	96,104	1,127	4,802	-3,675	1.2%
(12,74)	合計	-75,438	-49,526	-25,912	93,274	102,108	-8,834	100.0%
	有償分	-12,217	-10,295	-1,922	9,318	9,910	-592	69.7%
紙製容器包装	逆有償分	13,627	13,136	491	4,059	4,159	-100	30.3%
	合計	-4,375	-3,368	-1,007	13,377	14,069	-692	100.0%

・PETボトルについては、令和7年度は上期落札結果、令和6年度も上期の落札結果を表示しています。

#### 3. 各素材の落札概況

3. 谷糸初以	
	落札概況
ガラスびん	<ul><li>1. 落札数量は前年度より6,445トン少ない329,710トンとなった。</li><li>2. 落札単価は、ガラスびん合計で12,577円/トンとなり前年度より259円/トン増加した。</li><li>3. 有償入札は無く、逆有償分の見通し額合計(単価×数量)は約41億5千万円となる。</li><li>4. 用途別には「びん原料」用途の全体に占める割合は、74.3%となり、前年と比べ1.5ポイント増加した。</li></ul>
PETボトル (上期)	<ol> <li>令和7年度年間申込量は169,258トンとなり、上期落札数量は、その約55%に相当する93,274トンとなった。</li> <li>落札単価はマイナス75,438円/トンで、令和6年度(上期)より25,912円有償の方向に進んだ。</li> <li>有償分落札数量は92,146トン、有償比率は98.8%となり、令和6年度(上期)(97,306トン、95.3%)より数量は減少し、比率は上昇した。</li> <li>逆有償分落札数量は1,127トン、逆有償比率は1.2%となり、令和6年度(上期)(4,802トン、4.7%)より減少した。</li> </ol>
紙製容器包装	<ol> <li>落札数量は13,377トンとなり、前年度より692トン減少した。</li> <li>落札単価はマイナス4,375円/トンで、前年度より1,007円有償の方向に進んだ。</li> <li>有償分落札数量は前年より592トン減少して9,318トン(69.7%)となった。</li> <li>逆有償分落札数量は前年より100トン減少して4,059トン(30.3%)となった。</li> </ol>
プラスチック (プラスチック製 容器包装及び 分別収集物)	<ol> <li>落札数量は前年度より30,562トン少ない636,049トンになった。</li> <li>昨年同様、その他プラ(白色トレイを除くプラスチック)における材料リサイクルの優先枠は入札対象量の50%とした。</li> <li>その他プラにおける材料リサイクル落札量は全体の77.5%となり前年度(64.2%)に比べ13.3ポイント増加した。</li> <li>落札単価は前年度比8.5%(5,206円)増加し、66,105円/トンとなった。 その他プラ(白色トレイを除くプラスチック)の各手法で落札単価は増加し、白色トレイで落札単価が下落し、全体としては増加となった。</li> </ol>

# 成長志向型の資源自律経済戦略の 実現に向けた制度見直しに関する 取りまとめ

令和7年2月 産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会

I. 我が国の循環経済を巡る動向	3
1. サーキュラーエコノミーへの転換の必要性	3
2. 成長志向型の資源自律経済戦略の概要	3
3. 戦略策定後の取組	5
Ⅲ. 諸外国の循環経済を巡る動向	5
1. 再生材利用の促進	6
(1) EU の循環経済政策における再生材利用の加速	6
(2) ブランドオーナーによる再生材利用に関するコミットメント	
2. 環境配慮設計	
(1) 持続可能な製品の為のエコデザイン規則(ESPR)	8
(2) エコデザインに関する EN 規格	8
3. 循環の可視化(パフォーマンス評価)とディスクローズ	9
(1) 欧州企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)	9
(2) IFRS サステナビリティ基準等の ESG 情報開示	10
(3) ISO/TC323 (サーキュラーエコノミー) 規格	11
(4) WBCSD (持続可能な開発のための世界経済人会議)	12
Ⅲ. 資源循環経済小委員会での制度見直しにあたっての視点・考え方	12
1. 線形経済の問題点	12
2. 資源生産性の向上	13
3. 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備	13
4.製品の効率的利用・CE コマース促進	14
5. 製品設計の高度化	
(1)環境配慮設計の推進	14
(2)「再生資源」の流通促進	14
IV.「資源生産性」の向上に向けた施策	15
1. 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備	15
(1) 循環指標ガイドラインの策定	15
2. ビジネスモデルの革新(「製品」の効率的利用・CE コマース促進)	
(1) CE コマースの制度化	16
(2) トレーサビリティ促進のための表示制度の導入	
(3) 情報流通 PF の構築	
(4) 部品レベルの循環促進	
3. 製品設計の高度化・資源消費量の抑制	
(1) 環境配慮設計の促進	16
(2)「再生資源」の需要創出	

(3)「再生資源」の供給強化	. 18
Ⅴ. 今後の課題	. 18
今後の制度的対応の方向性	. 20

## I. 我が国の循環経済を巡る動向

#### 1. サーキュラーエコノミーへの転換の必要性

我が国は、1999年7月に策定した「1999年循環経済ビジョン」や2000年に成立した「循環型社会形成推進基本法」に基づき、いち早く循環型社会への移行に取り組んできた。1990年代後半に、最終処分場の逼迫や資源制約等の課題への対応が喫緊の課題となっていたことから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから、循環経済システムに転換することを目指し、従来のリサイクル対策の強化に加え、省資源化や長寿命化による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策と製品・部品の再使用(リユース)対策を含む「3R」の本格的な導入を進めた。1R(リサイクル)から3R(リデュース、リユース、リサイクル)の総合的な推進へと転換し、1990年代以降、国内における最終処分量は減少し、個別リサイクル法の下でのリサイクル率は大きな進展を見せた。最終処分量は、1990年から2020年にかけて約10分の1に減少するなど着実に効果はあった。一方、これまでの取組は最終処分場の逼迫や不法投棄問題への対処が中心課題であり、最終処分量は大きく減少したものの、資源を投入して製品を生産し最後は廃棄物になるという流れに大きな変化はなかった。

そうした中、国内はもとより国際的な状況は大きく変化し、社会経済システムの見直しが急務となった。国際的には、人口増加に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保が担保できるかの不確実性が増している。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象の世界各地での発生や海洋プラスチックごみ問題等を受け、消費者や投資家からの環境配慮要請が高まりを見せている。このような状況を受け、我が国を含めて世界では、3Rによる廃棄物の発生抑制を基礎としつつ、社会経済システムを従来の「線形経済(リニアエコノミー)」から、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」(バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済)へと転換する必要に迫られている。

社会における循環の実態の把握に当たっては、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す「資源生産性(=便益(GDP)/ 天然資源等投入量)」が一つの指標となる。我が国の資源生産性は、循環基本法が制定された 2000 年から概ね 20 年間で約 81%上昇したが、近年は横ばい傾向となっている。政府としては、2030 年までに、循環経済関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上とする目標を掲げている。資源生産性を向上するためには、循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとして付加価値を最大化しながら、同時に、資源循環の取組を社会経済活動の中で主流化し、持続可能性が担保されない天然資源の投入量・消費量を抑制していくことが重要である。

#### 2. 成長志向型の資源自律経済戦略の概要

経済産業省では、2020年5月に策定した「循環経済ビジョン2020」で示した方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得に向けて、技術とルールのイノベーションを促進する観点から総合的な政策パッケージとして、「成長志向型の資源自律経済戦略」を2023年3月31日に策定した。

成長志向型の資源自律経済の確立を通じたサーキュラーエコノミーへの移行は、非連続でチャレンジングなものであるが、経済的目標(経済成長)と社会的目標(経済安全保障、サステナビリティ、Well-Being(人間の幸福))を同時に実現する「新しい成長」に繋がるものであり、我が国が世界に先

駆けて取り組んでいく必要がある。

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識として、①資源制約・リスク(経済の自律性)、②環境制約・リスク、③成長機会、の3つの課題を図1のとおり整理した。①資源制約・リスク(経済の自律性)については、世界のマテリアル需要の増大、供給が一部の国に集中しているマテリアルの存在、日本の資源自給率の低さといった課題がある。②環境制約・リスクについては、廃棄物処理の困難性増大、カーボンニュートラル実現には原材料産業による CO2 排出の削減が不可欠といった課題がある。③成長機会については、資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性がある。世界全体のサーキュラーエコノミー関連市場は国内外で今後大幅に拡大していく見込みであり、2030 年までに 4.5 兆ドル、2050 年に 25 兆ドルまで拡大するとの予測がある。日本国内においても 2020 年に 50 兆円であったサーキュラーエコノミー関連市場を 2030 年に 80 兆円、2050 年に 120 兆円まで拡大していくと目標を掲げている。

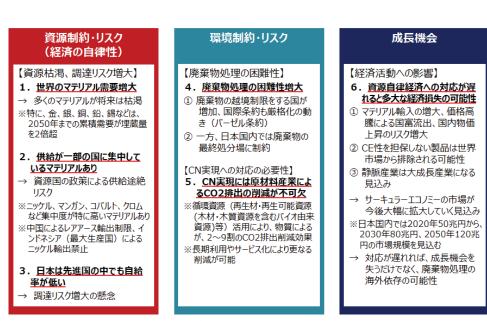


図1 成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

今後の方向性としては、サーキュラーエコノミーを通じた「価値循環(ヒト×モノ×カネ×データの有機的な循環)」に日本の「強み」を融合した「新しい成長」を実現すること、サーキュラーエコノミーを国民にとっての具体的な「価値」に繋げること(社会課題の市場経済化)、PaaS (Product as a Service:物のサービス化)等をはじめとする資源循環市場の創出 (新たな伸長が期待されるビジネス類型)を進めていく。

政策対応のフレームワークとしては、ギア①競争環境整備(規制・ルール)、ギア②CE ツールキット (政策支援)、ギア③CE パートナーシップ (産官学連携) を図3のとおりパッケージ化して、日本におけるサーキュラーエコノミーの市場化を加速し、国際競争力を獲得していく。

#### 成長志向型の資源自律経済の確立のトランスミッション:3つのギア

政策措置をパッケージ化して、日本におけるCEの市場化を加速し、成長志向型の資源 自律経済の確立を通じて国際競争力の獲得を目指していく。

ギア① 競争環境整備 (規制・ルール)

#### ギア② CEツールキット (政策支援)

ギア③ CEパートナーシップ (産官学連携)







- 4 R政策の深堀り

  - 循環配慮設計の拡充・実効化 循環資源供給の拡大:効率的回収の強化
  - 循環資源需要の拡大:標準化・LCAの実装 表示の適正化 循環価値の可視化
  - ✓ リコマース市場の整備:製品安全強化 等
- 海外との連携強化
  - クリティカルミネラルの確保
  - 規制・ルールの連携(プラスチック汚染対策 (UNEP)、CEの国際標準化(ISO)、情報流 通プラットフォーム構築等)
- CE投資支援
  - 研究開発·PoC(概念実証)支援 ✓ 設備投資支援(リコマース投資支援を含む)
- - トレサビ確保のためのアーキテクチャ構築支援
- ✓ デジタルシステム構築・導入支援
- 標準化支援
  - ✓ 品質指標の策定支援
- リスクマネーの呼び込み(CE銘柄)
- スタートアップ・ベンチャー支援
- 民:野心的な自主的目標の設定と コミット/進捗管理
- 官:競争環境整備と目標の野心度に 応じたCEツールキットの傾斜的配分
- ビジョン・ロードマップ策定
- 協調領域の課題解決
  - CE情報流通ブラットフォーム構築、標準化、 広域的地域循環等のプロジェクト組成・ユー スケース創出
- CEのブランディング
  - ✓ CEの価値観の普及・浸透、教育、経営方針等

成長志向型の資源自律経済の確立のトランスミッション:3つのギア

#### 3. 戦略策定後の取組

戦略策定を踏まえて、まず、2023 年 9 月に CE に関する産官学のパートナーシップを立ち上げた。 サーキュラーエコノミーへの非連続なトランジションを実現するに当たっては、個社ごとの取組だけ では経済合理性を確保できないことから、関係主体の連携による協調領域の拡張が必須である。国、自 治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画するパートナーシップを立ち上げ、ビジョ ン・ロードマップ策定、CE 情報流通プラットフォーム構築、地域循環モデル構築、その他の個別テー マ(標準化、マーケティング、プロモーション、国際連携、技術検討等)について検討していく。

また、CE 情報プラットフォーム構築を進め、2025 年の立ち上げを目指す。国民・企業の行動変容 や政策的措置のためにも、循環に必要となる製品・素材の情報(CFP を含む LCA 評価、再生材利用率 等)や循環実態の「可視化」が重要な鍵となる。現在検討が進んでいる国内外の先行事例をユースケー スに位置づけ、共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェース等につい て検討していく。

さらに、動静脈連携の加速に向けた制度整備を行っていく。3R を前提とした静脈産業に焦点を当て た政策に加え、「動静脈連携」を基本とするサーキュラーエコノミー型に政策体系を刷新する必要があ る。産業構造審議会の下に「資源循環経済小委員会」を立ち上げ、3R 関連の法制の拡充・強化につい て、2023年9月から検討を開始した。

## Ⅱ.諸外国の循環経済を巡る動向

近年、諸外国では循環経済への推進に向けた取組が加速している。例えば、欧州では、強制力のあるサ ーキュラーエコノミー関連規制の導入により、計画経済的な市場形成が進んでいる。EU は 2020 年に「サ ーキュラエコノミーアクションプラン」を打ち出しており、新たな産業や雇用を生み出すための「市場創造型」の国家的発展戦略となっている。

欧州が提唱する CE 政策は、廃棄物や汚染の問題、更には、気候変動や生物多様性などの幅広い環境問題に対処するための環境側面の政策として位置づけられているが、それだけでなく、鉱物資源など重要原材料(Critical Raw Material)の確保や、経済成長や雇用促進を目的とする「経済戦略」としても位置づけられている。EU の CE 政策によって、域内での資源循環を確立させることで域外への資源依存からの脱却と参入障壁の構築を目指す狙いである。EU の CE 政策は、輸入品にも同様に適用され、最終製品中に含まれる部品も含め、EU のルールに適合していない産品については上市が認められなくなることから、今後、欧州市場に関与する日系企業は「EU 則った CE 型ビジネスモデル」を考慮してビジネス戦略を構築していく必要に迫られることになる。

またグローバル企業は SDGs を自社の経営戦略の一つに据える中で既に CE についてもビジネスチャンスと捉え、課題解決を自社の成長と企業価値の向上に結び付けている。そしてこれを後押しするのが、グローバルな ESG (環境・社会・ガバナンス) 投資の潮流である。今後、企業は環境問題・社会課題の解決に関して、CSR (企業の社会的責任) の観点でとらえるのではなく、CSV (Creating Shared Value)、すなわち「企業が社会ニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果として経済価値も創造されるもの」の観点で取り組まなければならない。自ら市場創造をリードするイノベーションを戦略的に仕掛け、事業そのもので課題解決に取り組む必要がある。

以下に海外における主な CE 政策・動向について紹介する。

#### 1. 再生材利用の促進

#### (1) EU の循環経済政策における再生材利用の加速

欧州委員会は、持続可能な成長に向けた「欧州グリーンディール」の主要な構成要素の 1 つとして、2020 年 3 月に新しい「サーキュラーエコノミー行動計画 (CEAP)」 を採択し、これに基づいてた CE に関する各種規制の見直しや統合が進行中である。その一環として、再生材の利用に係る最低要求基準の設定が一般的になっている。

例えば、2023年8月に発効したバッテリー規則では、容量が2キロワット時(kWh)を超える産業用、電機自動車用、自動車の始動等用のバッテリー3種類については、2031年以降に一定割合以上の再生原料(コバルト、リチウム、ニッケル等)の使用が義務化されることとなった。

2023年7月に発表された自動車設計・使用済自動車 (End-of-Life Vehicles: ELV) 管理での持続可能性要件に関する規則 (ELV 規則) 案は、規則発効から72か月(6年)後以降に型式認証される車種に対して、使用されるプラスチックにおいて再生材を最低25%(そのうち使用済自動車由来が25%)利用することを求めるとされている。

また、本年7月にも発効が見込まれる持続可能な製品の為のエコデザイン規則(ESPR)に基づき、幅広い製品に対し、製品カテゴリーごとにエコデザイン要求を定めることとなっており、再生材の含有量も要件の一つとして含まれている。

品目	主な内容
電気電子機器	<ul> <li>循環型電子機器イニシアチブ【2020年3月11日発表】</li> <li>耐久性の向上、アップグレード期間の長期化・修理・メンテナンス・再利用・リサイクル可能にすることで製品の寿命を延ばす。</li> <li>電気電子機器廃棄物 (WEEE) 指令【2003年発効、2012年改正】</li> <li>WEEEの発生抑制と再利用・リサイクルを推進。</li> </ul>
自動車	自動車設計・使用済自動車(ELV)管理における持続可能性要件に関する規則案 [2023年7月13日発表] ・ 規則発効から72ヶ月後(6年)以降の型式認証車について、新車生産に必要なプラスチックの25%以上(このうち使用済自動車由来で25%以上)で再生プラスチックの使用を義務化。
バッテリー	バッテリー規則 [2023年8月17日施行] ・ <u>一定割合以上の再生原料の使用を義務化。</u> 2031年8月~: Co 16%, Li 6%, Ni 6% 2036年~ : Co 26%, Li 12%, Ni 15% ・ カーボンフットプリントの上限値の遵守、バッテリーパスポートの導入。
容器包装・ プラスチック	包装材と包装廃棄物に関する規則案 [2022年11月30日発表] ・ プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化。 2040年までに、飲料ボトル 65%、食品接触型 50%、非食品容器 65%
繊維	持続可能な循環型繊維製品戦略【2022年3月30日発表】 ・ 2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、 <u>リサイクル可能</u> で、 <u>リサイクル済み繊維を大幅に使用</u> し、危険な物質を含まず、労働者の権利等の社会権や環境に配慮したものにする。
建設・建物	<ul> <li>建築資材規則改正案【2022年3月30日発表】</li> <li>製品のライフサイクルにおける環境関連情報の開示。製品設計、リサイクル済み原料の優先的利用、リサイクル済み原料の最低限の利用、製品データベースにおいて製品の再利用や修理のための説明等を義務付け。(※EU理事会(閣僚理事会)と欧州議会は、2023年12月13日に建設資材規則の改正案に関し、暫定的な政治合意に達したと発表。)</li> </ul>

図3 EUの循環経済政策における再生材利用の加速

#### (2) ブランドオーナーによる再生材利用に関するコミットメント

使用済製品の再活用や再生材利用が、ブランドオーナー(製品メーカー)の企業価値向上につながるとして、各ブランドオーナーからも再生材利用に関するコミットメントが多く発表されている。これらのブランドオーナーに部品や素材を供給する企業も、再生材利用に対応していかなければ、サプライチェーンから排除されるリスクがある。

電気電子機器		
Apple	<ul> <li>再生材・再生可能材料のみを利用した製品製造を目指す</li> <li>2021年時点で8つの製品が20%以上の再生材利用を達成、製品の9割を占める14品目の再生利用を推進 (2021年時点で18%の再生材利用)</li> </ul>	
Microsoft	<ul> <li>2030年までに「廃棄物ゼロ」、2030年にはデバイス自体を100%リサイクル可能を目指す</li> <li>2021年に発売した「Microsoft Ocean Plastic マウス」はマウス外装に再生海洋プラスチックを採用、重量比で20%配合。梱包材には100%再生利用可能な素材を使用。</li> </ul>	
自動車		
ルノー・グループ	・ 車両の70%以上にリサイクル材を使用し、95%をリサイクル可能とした、循環型経済に貢献する新モデルを発表	
BMW	<ul> <li>2025年から販売予定の新モデル「ノイエ・クラッセ」の内外装に、漁具からのリサイクル材を約3割使ったプラスチックを活用すると発表</li> </ul>	
テキスタイル		
パタゴニア	• 2025年までにリサイクルした原料、再生可能な原料のみを使用	
アディダス	<ul><li>2024年までに可能な限り</li><li>リサイクルポリエステルを使用</li></ul>	
インディテックス (ZARA他)	• 2025年までに綿・リネン・PETはオーガニック・サステイナブル・リサイクル済みに100%切り替え	
Н&М	• 2030年までに <b>リサイクルまたはその他のよりサステイナブルな素材のみを使用</b>	
容器包装		
コカ・コーラ	北米で販売する自社ブランドDASANIについて、100%再生PETを使用したボトルで提供すると発表	
ネスレ	• 製品の容器包装材料を2025年までに <b>100%再生可能あるいは再利用可能</b> にする	

図4 企業による再生材利用に関するコミットメント

#### 2. 環境配慮設計

#### (1) 持続可能な製品の為のエコデザイン規則(ESPR)

ESPR は、EU 市場に投入される製品に対し、欧州委員会が今後製品分野ごとのエコデザイン要求の順守を義務付けるものである。対象は、製品分野ごとの委任法(delegated act)で決まっていく1ことになるが、優先分野として、鉄鋼、アルミニウム、繊維製品(特に衣料品と履物)、家具(含マットレス)、タイヤ、洗剤、塗料、潤滑油、化学製品、エネルギー関連製品、ICT製品・その他の電子機器と、既に幅広い分野が規則上で特定されている。順守すべきエコデザイン要求は、性能要求(performance requirements)と情報要求(information requirements)の2つに大別される。

性能要求としては、製品の耐久性、再利用可能性、修理可能性、資源効率等の循環性要件や、エネルギー使用量、カーボンフットプリント等が項目として挙げられており、詳細は委任法で定められていくことになる。

情報要求では、性能要求の達成度合いに関する定量的な情報の可視化等が規定されており、これらの製品固有情報への電子的アクセスを可能とする「デジタル製品パスポート (DPP: Digital Product Passport)」の導入が義務付けられる。

ESPRでは売れ残り消費財の廃棄についても規定されており、事業者に対して(中小企業を除く)、毎年、廃棄した消費財の数量、廃棄理由、リサイクルや再生産への取り組み状況等の情報開示を求めている。繊維製品については、欧州議会の要求を踏まえ、売れ残ったアパレル製品、服飾品および履物の廃棄禁止が導入された。今後、欧州委員会の権限により、他の分野においても同様に廃棄の禁止措置が導入される可能性がある。

#### (2) エコデザインに関する EN 規格

エネルギー関連製品(ErP:energy-related products)については、「エネルギー効率と耐久性、修理性、アップグレード性、メンテナンス性、再利用、リサイクル性」の特に CE に関わる物質効率性をどのようにして評価し公表するのか、について欧州標準化機関である CEN/CLC から EN 規格が発行されている。

ESPR を踏まえて、今後、その他の製品カテゴリーについてもエコデザインに関する EN 規格が 策定される可能性がある。

<sup>1</sup> ただし、食料、飼料、医薬品、他の法令で既に規制されている自動車と国家防衛・安全保障に影響する製品は ESPR のスコープ外となっている。

#### 欧州EN規格(CEN/CLC/JTC 10)

EN 45552:2020 General method for the assessment of the <u>durability</u> of ErP エネルギー関連製品の耐久性評価のための一般的方法

EN 45553:2020 General method for the assessment of the ability to remanufacture ErP エネルギー関連製品の再製造能力の評価のための一般的方法

EN 45554:2020 General methods for the assessment of the <u>ability to repair, reuse and upgrade</u> ErP エネルギー関連製品の修理、再利用及びアップグレードの能力の評価のための一般的方法

EN 45555:2019 General methods for assessing the <u>recyclability and recoverability</u> of ErP エネルギー関連製品のリサイクル性と回収性を評価する一般的方法

EN 45556:2019 General method for assessing the proportion of <u>reused components</u> in ErP エネルギー関連製品における再利用部品の割合を評価するための一般的方法

EN 45557:2020 General method for assessing the proportion of <u>recycled material</u> content in ErP エネルギー関連製品に含まれるリサイクル材料の割合を評価するための一般的方法

EN 45558:2019 General method to declare the use of <u>critical raw materials</u> in ErP エネルギー関連製品における重要原材料の使用を宣言するための一般的方法

EN 45559:2019 Methods for providing information relating to material efficiency aspects of ErP エネルギー関連製品の物質効率性の側面に関連する情報を提供するための方法

prEN 45560 Method to achieve <u>circular designs</u> of products (開発中) 製品のサーキュラーデザインを実現する方法

図5 エネルギー関連製品のCEにかかわるEN規格

#### 3. 循環の可視化(パフォーマンス評価)とディスクローズ

#### (1) 欧州企業サステナビリティ報告指令(CSRD)

企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD)とは、2023 年 1 月 5 日に発効した EU の非財務情報報告指令である。これにより、EU 域内に拠点を持つ全ての大企業、EU から指定を受けた企業、EU 域内の市場で年間 1 億 5000 万ユーロ超の収益を上げている企業は、環境問題や社会問題に起因するリスクおよびビジネス機会を特定し、開示することが義務付けられている。EU 域内の大企業を皮切りに順次対象グループごとに適用が開始され、この最初のグループは 2024 年の財務情報に基づく 2025 年に発行されるレポートが義務の対象となる。EU 域外企業については 2028 年の財務情報に基づく 2029 年の報告から義務が課される予定となっている。

CSRD の対象企業は、「欧州サステナビリティ報告基準」(European Sustainability Reporting Standards: ESRS) に準拠して、サステナビリティに関する情報を公開する必要がある。

ESRS は、全般的要件・全般的開示に関する ESRS1,2 と、環境・社会・ガバナンスの 3 つの領域に関する開示項目から構成されている。環境面の情報開示を求める項目は、ESRS E1 (気候変動)、ESRS E2 (汚染)、ESRS E3 (水と海洋資源)、ESRS E4 (生物多様性と生態系)、ESRS E5 (資源利用とサーキュラーエコノミー)の 5 つに分かれており、E5 にて CE に関する指標が設けられている。

#### EU:企業持続可能性報告指令(CSRD)

#### 【概要】

- 大企業及び上場している中小企業に対し、持続可 能性に関する事項(環境、社会、人権、ガバナンス 等)の報告を義務付ける(23年1月発効)
- 報告にあたっての具体的な規則(ESRS:欧州持続 可能性報告基準) 案は23年7月に欧州委より公表、 24年1月より適用開始予定

#### 【CSRDによる会計指令の改正概要】

- 委任法令(ESRS)に以下を委任
  - ✓ 企業が持続可能性に関して報告すべき情報の特定 (23年6月 30日まで)
  - ✓ 補完的情報、セクター別の個別の情報の特定 (24年6月30日
- 持続可能性報告に含むべき情報を特定(気候変動、 水・海洋資源、資源利用及び循環経済、環境汚染、 牛物多様性及びエコシステム)
- ESRSは、将来を考慮しかつ遡及的な質的・量的報 告事項を特定

#### 【持続可能性報告基準: ESRS】

- 全般的要求事項(ESRS1):一般原則
- 全般的開示事項(ESRS2):必須開示事項
- 環境分野 (ESRS E)
  - ✓ 気候変動 (ESRS E1) : ISSB基準と大部分で一致✓ 環境汚染 (ESRS E2)

  - ✓ 水及び海洋資源 (ESRS E3)✓ 生物多様性及びエコシステム (ESRS E4)

  - 資源利用及び資源循環 (ESRS E5) 目的: 天然資源へのインパクト、悪影響削減のための行動、計画と 能力・ビジネスモデル、リスクと機会、財務的影響等についての理解促進
  - 開示要求事項: インパクト、リスク及び機会のマネジメント
  - 指標と目標: 資源利用・CE(に関する目標、資源インフロー (再生可能/非再生可能)、資源アウトフロー(製品及び廃 棄物)、資源利用・CE関連のインパクト・リスク及び機会に基づく 懸念される財政的影響
  - 資源利用・CE関連の財務上懸念されるリスク

#### FSRS の構成

LUIVU	<b>マン1<del>13</del>ルス</b>				
横断的 基準	ESRS 1 全般的要求 事項	ESRS 2 全般的開示 事項		_	
環境	ESRS E1 気候変動	ESRS E2 環境汚染	ESRS E3 水及び海洋 資源	ESRS E4 生物多様性 及びエコシス テム	ESRS E5 資源利用及 び資源循環
社会	ESRS S1 自社の労働 者	ESRS S2 パリューチェー ンの労働者	ESRS S3 影響を受ける コミュニティ	ESRS S4 消費者とエン ドユーザー	_
カバナ ンス	ESRS G1 事業活動		-	_	

#### EU: ESRS E5[Resource Use and Circular Economy]

#### 【開示要求事項】

① インパクト/リスク/機会の管理

(E5-1)資源利用・循環経済に関する方針:以下への対処方 針を示す(自身の活動+上流・下流のバリューチェ-

- 天然資源利用からの転換(再生資源の利用の増加を含む)
- ・ 再生可能資源の持続可能な調達と利用

〔E5-2〕資源利用・循環経済に関する行動とリソース:中心 的なアクション、アクションのスコープ、タイムライン、既に 取ったアクション、進捗に関する量的・質的情報。アクショ ンが以下をどのように達成するかを記載。

- ・ より高いレベルの資源効率性 (再生材、バイオ材、水、重要物資)
- より高いレベルの再生材利用
- 循環設計の適用(耐久性向上、最適利用、高いリユース・リペア・リファービッシュ・リマニュファクチャリング・リサイクル率)
- 循環ビジネスの実践 (①再付加価値化: メンテナンス、リペア、リファービッシュ、リマニュファクチャリング等、②価値最大化: モノのサービス化、シェアリング、③EoLアクション (リサイクル、アップサイクル、EPR
- 廃棄物削減 (上下流含む)
- 廃棄物処理の最適化 (waste hierarchyに従う)

#### ② 指標と目標

#### [E5-3]資源利用・循環経済に関する目標を開示(上下流を <u>含む</u>)

- 循環設計の増加 (耐久性、易解体、修理可能性、リサイクル可能性等)
- 循環物質の利用率の増加
- 天然原材料利用の最小化
- 再生可能資源の持続可能な資源調達・利用
- 廃棄物管理

#### (E5-4)資源のインフローの開示

- 製品及び利用した循環資源の総重量
- 製品・サービス提供における持続可能な形で調達されたバイオ資源の 占める比率
- 再生資源 (リユース・リサイクル) の利用量・利用率

#### (E5-5)資源のアウトフロー

- 生産活動より産出される主要製品と物質に関する情報(循環性に関
- 製品の期待される耐久性の程度(業界平均との比較)
- 修理可能な製品の程度(可能であればレーティングシステムを利用)
- ・ リサイクル可能な物質の比率 (容器包装を含む)
- 廃棄物の発生量と二次利用・焼却・埋立等の量/比率

[E5-6]資源利用・循環経済に関連して懸念される財務影響 (関連インパクト、リスク及び機会)

企業持続可能性報告指令 (CSRD) と CE に関する開示要求事項 (ESRS E5) の概要

#### (2) IFRS サステナビリティ基準等の ESG 情報開示

ESG 情報開示の国際基準でも CE 情報開示が求められつつある。IFRS (国際財務報告基準) 財団 が設置した ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)が策定する IFRS サステナビリティ開示基準 では、CE指標を含む業界ベースで重要な開示トピックの考慮が要求される。

IFRS サステナビリティ開示基準(S1 号、S2 号)に相当する国内基準をサステナビリティ基準委 員会 (SSBJ) で検討中 (2025年3月に確定予定)。

#### IFRS基準と産業別のサステナビリティ会計基準審議会 (SASB) スタンダードの概要

#### IFRSサステナビリティ開示基準



TERS S1: サステナビリティ関連財務情報 の開示に関する全般的要求事項

▶企業のサステナビリティ関連のリ スクと機会について、ガバナンス・ "考慮しなければ 戦略・リスク管理・指標と目標 のフレームで開示



業界別の開示トピックおよび会計指標の一例 (CE関連のトピックと指標の例)

- [家庭用品・パーソナルケア用品] (トピック:容器包装ライフサイクル管理)
- 容器包装の総重量(t)
   リサイクル・再生可能な材料から作られた割合(%)
   リサイクル可能、再利用可能、堆肥化可能な割合

#### (%)[自動車製造]



IFRS S2: 気候関連開示ガイドライン

気候関連財務情報開示タスク フォース (TCFD) 提言を引き 継ぐ開示項目

> 図 7 ESG 情報開示の国際基準

#### (3) ISO/TC323 (サーキュラーエコノミー) 規格

ISO/TC323: Circular economy(国際標準化機構 第 323 専門委員会)は、ISO に 2018 年に設 置されたサーキュラーエコノミー分野における標準化をスコープとする専門委員会である。本年 5 月には、ISO59004、ISO59010、ISO59020(図9参照)の3つの規格が発効に至り、このうち ISO59020 は、サーキュラーエコノミーへの適合度合を意味する「サーキュラリティ」の測定と評価 方法の標準化に関するものとなっている。

WG	規格番号	規格名称
WG1	ISO 59004	Circular economy — Terminology, principles and guidance for implementation (用語定義、原則、実践の手引き)
WG2	ISO 59010	Circular economy — Guidelines on the transition of business models and value networks (ビジネスモデルとバリューネットワークの移行に関する指針)
WG3	ISO 59020	Circular economy — Measuring and assessing circularity performance (循環性のパフォーマンスの測定と評価)
WG4	ISO/TR 59031	Circular economy - Performance-based approach - Analysis of cases studies (パフォーマンスがベースとなるアプローチの事例の分析)
WG4	ISO/TR 59032	Circular economy - Review of business model implementation (サーキュラーエコノミー導入・実装に関する既存のビジネスモデルの事例のレビュー)
WG5	ISO 59040	Circular Economy — Product Circularity Data Sheet (製品のCEの側面に関する情報を報告し情報交換するための方法論とフォーマット)
ISO/TC207/SC5& ISO/TC323 <b>JWG14</b>	ISO 59014	Environmental management and circular economy — Sustainability and traceability of secondary materials recovery — Principles and requirements (二次材料回収(回復)のサステナビリティとトレーサビリティに関する要求事項)

#### 図8 ISO/TC323「サーキュラーエコノミー」規格の概要

	カテゴリー	サーキュラリティ指標 案 (ISO/DIS59020)
コア指標	資源インフロー	<ul><li>リユース由来の平均割合、リサイクル由来の平均割合</li><li>再生可能原料由来の平均割合</li></ul>
	資源アウトフロー	<ul><li>業界平均と比較した製品や素材の寿命 : 業界平均値に対する比</li><li>リュースされた割合、リサイクルされた割合</li><li>生物学的サイクルで循環した割合</li></ul>
	エネルギー	<ul><li>再生可能エネルギーの割合</li></ul>
	水	<ul><li>取水のうちの循環資源の割合、水質基準に適合した排水の割合、水の循環使用率</li></ul>
	経済	<ul> <li>循環資源による収益シェア (RSCR)</li> <li>マテリアル生産性 (MP) : 循環資源利用による収益÷非循環資源の消費量</li> <li>資源強度指数 (RII) : GDP年間変動幅÷資源投入量の年間変動幅</li> </ul>
追加的な指標	※コア指標を捕捉する	指標として整理 (エネルギーリカバリーなど)

国際標準 (ISO/DIS59020) におけるサーキュラリティ指標の概要 図 9

#### (4) WBCSD (持続可能な開発のための世界経済人会議)

WBCSD (持続可能な開発のための世界経済人会議) は、持続可能性に関する課題に企業が対応するためのプラットフォームとして、1995年に設立された。

持続可能な開発を目指す大手企業約 225 社の CEO 連合体であり、企業が持続可能な社会への移行に貢献するために協働している。また、政府や NGO、国際機関と協力し、持続可能な発展に関する課題への取り組みや経験を共有している。

様々な業界と公的機関が CE に移行するための戦略を立案し、その進捗状況を測定するためには、透明性のある共通言語が必要であるという背景のもと、約 30 のグローバル企業の参画により WBCSD の Products and Materials Pathway において Circular Transition Indicators を策定した。 CTI の目的は、客観的かつ定量的で、柔軟なフレームワークを策定し、リスクと機会を特定することで、各企業がサーキュラリティのための優先事項を決定し、目標を設定することである。 CTI のフレームワークは、企業の管理範囲内でのマテリアルフローの評価を基本として、資源の効率性に関する指標と循環型ビジネスによる付加価値の評価を組み合わせている。

指標モジュール	指標 (CTIv4)	概要
Close the Loop 「循環を閉じる」	マテリアル(素材)の サーキュラリティ	<ul> <li>循環型インフロー(再生材やバイオ由来など循環型素材)の割合と 循環型アウトフロー(製品や廃棄物が循環利用される量)の割合の加重平均</li> </ul>
	水のサーキュラリティ	• 使用された水の総量に対する、循環利用、循環利用可能な水の割合の平均
	再生可能エネルギー	• エネルギーの年間使用量のうち、再生可能エネルギーの割合
	クリティカルマテリアル	• 循環型ではない投入資源総量のうち、「クリティカル(重要)」とみなす資源の割合
Optimize the Loop 「循環を最適化する」	リカバリータイプの内訳	<ul><li>リユース/修理、リファービッシュ、リマン、リサイクル、生分解のそれぞれの内訳</li></ul>
	実際の使用寿命	• 自社製品の実際の耐久性の業界平均比
Value the Loop 「循環を価値づける」	循環型素材の生産性	• 収益÷循環型でない投入資源量
	CTI収益	• 循環型製品・事業から生み出された収益
Impact of the Loop 「循環による影響」	温室効果ガスへの影響	・ サーキュラリティを100%にした場合にまだ削減できる温室効果ガス量の余地
	自然への影響	• 循環型ではない資源利用に付随する生態系への影響

図 10 WBCSD Circular Transition Index (v4) における指標群

#### Ⅲ. 資源循環経済小委員会での制度見直しにあたっての視点・考え方

#### 1. 線形経済の問題点

- 素材:グリーンで資源リスクの低い素材への適切な評価がなく、価格が高いため、製品メーカーに調達してもらえない。安価なバージン品に依存、国富流出や資源リスクに晒され続ける。
- 製品:完成品市場での国際的な競争圧力に晒されており、追加的なコストを支払ってグリーンで資源リスクの低い素材を調達しても、消費者に購入してもらえない。
- 消費:変わりにくい消費行動(環境価値が可視化されていない、新品・所有への根強いこだわり)。このため、非所有型の as a Service 市場や二次流通市場の発達は一部の製品に限られ、資産効率の改善余地(長期利用・稼働率改善・資産価値向上)が大きい。

上記のとおり、線形経済は「天然資源強国」に富が集中し、資源調達に係る地政学的リスクに直結 する。また、環境価値が適切に評価されなければ、環境・労働規制が緩い第三国に需要が流出するリ スクがある(底辺への競争)。線形経済が、国富、産業競争力、経済安全保障を損なう結果となっている。

気候変動や天然資源の枯渇が国際社会において喫緊の課題として挙げられる中、循環経済に移行していく国際的な潮流は今後も変わらず、循環経済の市場拡大を日本の経済成長に取り込んでいくことが重要である。日本が世界に先駆けて線形経済から循環経済に移行し、国内で再生材が供給される環境をつくることで、日本が再生材やグリーン製品の生産拠点のマザーマーケットとなることを目指す。日本は、世界的にも高いリサイクル技術を有し、国際競争力を高めるチャンスであるとともに、天然資源小国ゆえに再生材利用の伸長は国富の流出防止や経済安全保障の改善に直結する。ゆえに、日本こそ、成長戦略として、再生材の市場構築を主体的に進めるべきである。

#### 2. 資源生産性の向上

成長志向型の資源自律経済の確立のためには、資源生産性(一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される便益)を向上していくことが重要である。資源生産性の向上とは、製品の付加価値の向上と、持続可能性が担保されない天然資源消費量の抑制を目指す方向である。

製品の付加価値の向上に関しては、イノベーションを通じた製品の高機能化と、ビジネスモデルの変革を通じた製品の効率的利用が鍵となる。製品の高機能化については、産業政策やイノベーション政策を通じて、企業の技術開発や、バイオものづくり等の新産業の創出を政府として強力に後押ししていく。製品の効率的利用については、価値の源泉が「モノ」から「ヒト(人材)」・「データ」に移っていく中で、循環経済政策を通じて、ヒト・モノ・カネ・データの有機的な循環による「価値循環」を実現していく。製品の製造・販売・利用・維持・補修・再利用のあり方を社会的に最適化するための革新的なビジネスモデルの創出を支援することが重要である。

持続可能性が担保されない天然資源の消費量の抑制のためには、省資源化、製品寿命・耐久性の向上、再生材やバイオ材の利用拡大、環境配慮設計等を総合的に進めていく必要がある。また、再生資源を利用しつつ従来と同じ機能を維持するという使いこなし技術の高度化も必要である。現在の制度では、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下、資源法)及び関連する政省令において、事業者は製品の設計の段階から 3R に配慮することが定められており、例えば、指定省資源化製品について原材料等の使用の合理化や長期間の使用の促進等、指定再利用促進製品について原材料や構造の工夫等が規定されている。しかし、指定省資源化製品や指定再利用促進製品については、特に優れた設計を認定するような制度設計にはなっていない。さらに、「再生資源」の利用については、特に循環が必要な資源(プラスチックやレアメタル等)に関し、資源法における制度的な措置が不十分である。これを解決するためには、「再生資源」の流通市場の健全な育成を促進していくことが鍵となる。

#### 3. 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備

循環経済の促進に向けては、国として、日本全体の循環実態の把握に引き続き努めることはもちろん、民間企業の活動における取組実態や消費者の行動傾向等を踏まえ、高品質な再生材の供給力強化や需要側の使いこなし技術の向上、循環性の高い製品に係る消費者の意識変容といった循環経済促進のボトルネックとなっている諸課題を適切に把握・分析した上で、循環の取組が必ずしも十分とは言えない要因に対して必要な措置や促進策を執り、循環性の改善に常に努めていくことが必要である。

このような国による定期的な循環性の確認及び必要な措置や促進策の実施に加え、企業においても、 自らの事業活動における循環の実態を定常的に把握し、自らこれを踏まえて改善活動を行うとともに、 必要に応じて、ステークホルダーに対して営業等の機密に配慮しつつ開示範囲・内容を明確化した上で 関連する情報の提供に努めていくことが、循環経済への移行にあたっては欠かせない。

他方、現時点においては、国が企業の循環実態を把握する制度的根拠が乏しく、また、企業による自主的な情報開示も限定的であるところ、社会全体で循環性の改善に向けた PDCA のサイクルを回していける環境整備が必要である。

#### 4. 製品の効率的利用・CEコマース促進

資源消費量を最小化し、資源消費に対する付加価値を最大化(資源生産性の最大化)するためには、 資源レベルの循環性を担保するだけでは不十分である。製品の提供・利用・維持・補修・再利用及びそ の基本となる安全性・信頼性の担保のあり方を社会的に最適化していくことにより、資源生産性を最大 化するとともに、新たな市場を構築することで国富の増大にも貢献していくことが重要である。

具体的には、「効率的な物品の利用を促進するビジネス(CE コマースビジネス)」(シェアリング、サブスクリプションなどのサービス化や、リペア、リマニュファクチャリング、リファービッシュなどの長期利用、リユースなどの二次流通が該当)の健全な発展が重要。近年、高級家電のリユースといった CE コマースが一部で実施されている。炭素中立や天然資源の節約といった観点に資する望ましい CE コマースのあり方を明確にし、CE コマース市場の育成に必要な安全性担保・不安全の事象が発生した場合の責任の明確化、消費者保護を含めた制度整備やビジネスへの支援が必要である。

#### 5. 製品設計の高度化

#### (1)環境配慮設計の推進

現在の資源法においては、事業者は製品の設計の段階から 3R に配慮することが定められており、例えば、指定省資源化製品について原材料等の使用の合理化や長期間の使用の促進等、指定再利用促進製品について原材料や構造の工夫等の規定が既に存在している。しかし、より高度な環境配慮設計に対するインセンティブが不十分であるため、特に優れた環境配慮設計を認定するトップランナー制度が必要である。

#### (2)「再生資源」の流通促進

#### A) 需要と供給との平仄のとれた取組の必要性

従来、「再生資源」市場が未発達であった背景として、需要側に「再生資源」を積極的に活用する動機付けもルールも薄弱であるとともに、「再生資源」の供給を担うはずの国内の中間処理業者やリサイクル業者は、その供給量の確保や品質の向上に対して積極的な投資を行うメリットを欠いた結果、今後の国内需要に対応した供給能力が十分に整っていない。

再生資源市場の構築のためには、こうした両すくみの状態から脱するため、再生資源を供給する側(中間処理業者、リサイクル業者等)の取組(供給能力の拡大、サプライチェーン構築等)と、再生資源を利用する需要側(製造業等)の取組(使いこなし技術の高度化、積極的な再生資源の利用、環境配慮設計)の両方を主体的に推進していくことが不可欠である。

#### B) 量の確保

従来、各種のリサイクル制度は、最終処分量を最小化することが最大の目標とされてきたのが実態であり、必ずしも、再生資源の供給量の最大化という観点から最適化されている訳ではなかった。他方、「再生資源」の流通促進を図るためには、需要及び供給の双方の量的拡大が必要となる。今後、「再生資源」を資源供給の一手段として位置づけていくため、現在のリサイクル制度を最大限活用し、特に市場の拡大が必要となる資源として、①資源として循環度の向上が特に急がれるもの(資源自体のクリティカリティの高さ、炭素中立や環境汚染防止の観点から循環を担保しなければその使用自体に制限をかけざるを得ないもの、製品に一定の再生材利用を義務づけるなど製品供給にあたって循環の担保が求められているもの)であって、②再生資源市場が未成熟だが世界的にも今後の市場の成長が見込まれるもの、を中心に政策的措置を強化する。

#### 【具体例】

- プラスチック:低い国内リサイクル率・水平利用率、プラ汚染防止条約交渉、CN要請
- レアメタル:小型家電やバッテリーなど、キーデバイスでの需要増大

#### C) 質の確保

「再生資源」が製造業において利用されていくためには、その品質が一定水準を満たし、かつ、その品質が安定的に保たれることが重要である。このため、今後、CPs (Circular Partners:サーキュラーパートナーズ)等の場における産官学の協働により、再生材に要求すべき品質について、需要・供給の双方での共通理解・指標化や、動静脈連携でのバリューチェーン全体の可視化(トレーサビリティの確保)により、セキュリティを配慮の上、素材情報の共有化(回収・解体前に廃材情報を把握)などを行っていく必要がある。

そうした産官学の取組に加え、既存のリサイクル制度での高度な品質による再生材の供給を強化するとともに、再生材の原料となる製品のリサイクル可能性を高めるような制度的措置や促進策の強化が必要である。

#### Ⅳ.「資源生産性」の向上に向けた施策

#### 1. 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備

#### (1) 循環指標ガイドラインの策定

サーキュラーエコノミーの実現において重要な循環指標(省資源化、製品寿命・耐久性の向上、再生材やバイオ材の利用拡大、環境配慮設計等)を整理し、企業における循環実態の可視化・モニタリングや自主的なディスクローズを推進するため、「循環指標ガイドライン」を策定する。その際、政策・施策の国際的な調和・整合性を確保・促進すべく、グローバルなルールメイキングや標準化分野での協力・協調についてもあわせて検討していく。(CE サステナブルファイナンスガイダンスとの連動等も検討)

#### 2. ビジネスモデルの革新 (「製品」の効率的利用・CE コマース促進)

#### (1) CE コマースの制度化

資源生産性向上や炭素中立、消費者安全といった観点から望ましい CE コマースのベスト・プラクティスを標準化することで、業界の健全な発展を促す。このため、製品の一次・二次流通における長期的利用を促す業種として、CE コマースの制度化を検討する(業種指定と判断基準の設定)。事業者の適切な責任範囲の明確化と消費者保護の両立に配慮しながら、制度整備を検討していく。特に高いレベルの CE コマースの差別化(ラベリング制度等)他の優遇措置については、それぞれの業種の特性を踏まえつつ、CPs において検討する。

#### (2) トレーサビリティ促進のための表示制度の導入

特定の耐久財に対して、製造事業者とサードパーティとの間で適切に資源循環に関する情報や販売・修理の履歴等を共有することを可能とするため、トレーサビリティのための個別識別子の表示を追加することを検討する。その際、製造、流通、リユース、リサイクル等の関係者の意見も踏まえながら、実務上の課題や国際的な動向、情報の収集・提供の範囲や方法、情報管理の在り方について整理し、実効性のある制度設計を検討していく。

#### (3) 情報流通 PF の構築

上記の個別識別子を通じて、製品の修理の履歴や資源循環に関する情報等をステークホルダー間で共有可能にするとともに、循環価値の可視化によって消費者の賢い選択に繋げるため、CPs において「CE情報流通プラットフォーム」の構築を検討する。特定の製品・素材群を対象として、PFの基本的なアーキテクチャの構築に加えて上市するすべての国内外メーカー、流通(小売)、(中古)等の関係者が参加する制度を検討する。その際、サプライチェーンにおける幅広い関係者の利用、先行しているプラットフォームとの連携、流通データの情報管理、DPPの動向等も考慮する。また、海外輸入品への対策や消費者の行動変容促進についても、適切な対応を検討していく。

#### (4) 部品レベルの循環促進

各産業において消費者安全の担保及び安全性の責任の明確化にするための制度などの仕組みを構築した上で、部品リユースの促進検討を行う。例えば、家電リサイクル法において製造業者等が行う「再商品化」の一つとして、部品レベルでのリユースが含まれていることを明確化する。同時に安全性の確保と責任の明確化やトレーサビリティの確保等について、国際規格や標準との整合性にも配慮しながら検討を進めていく。また、リサイクルプロセスへの影響や社会的コストについても考慮しつつ、実効性のある制度設計を検討していく。

#### 3. 製品設計の高度化・資源消費量の抑制

#### (1) 環境配慮設計の促進

#### A) 環境配慮設計のトップランナー認定制度&ラベリング制度の導入

リサイクル可能性 (リサイクラビリティ) の高さなど、環境配慮設計の指標に基づいて評価を行

い、プロセスを含めて資源又は製品・部品レベルでの長期使用、再利用の促進につながる特に優れた環境配慮設計を認定するトップランナー制度を新たに導入することを検討する。

また、当該トップランナーの表示を許容するラベリング制度を導入するとともに、その適正性を 定期的にチェックする仕組みや混同するような表記を制限する仕組みを構築する。

環境配慮設計の認定基準等については、製造プロセスを含む包括的な環境配慮、リサイクルの実効性確保、国際的な整合性の確保など、多岐にわたる観点から検討を行う必要がある。このため、認定基準や評価の仕組み等については、製造事業者のみならず、リサイクル事業者等の関係者とも連携しながら、実効性のある制度となるよう検討を進めていく。

#### (2)「再生資源」の需要創出

#### A) 再生材の利用に関する義務の拡充(判断基準策定・計画策定・実施状況の定期報告)

国内マーケットの健全な育成が必要な資源としてプラスチック等を制度的に指定し、再生材の利用に関する義務を拡充する。具体的な義務の内容としては、再生材の利用等に関して取り組むべき事項の明確化、それに関する計画の策定、実績の定期報告を追加する(PDCAサイクルの構築)。計画策定や報告の運用にあたっては、企業の過度な負担とならない制度設計を行うとともに対象業種の特性等を踏まえつつ、国への報告事項として必要な内容を整理の上で設定する。報告する上ではトレーサビリティや化学物質管理の仕組みも重要となることから、素材情報等を事業者間で共有する情報流通プラットフォームの構築もあわせて進めていく。

具体的な対象業種及び義務の実施時期については、業種ごとのプラスチック等の利用実態、経済性や技術進度、国内での再生材の供給動向(質・量、コスト等)、海外の動向などを踏まえて検討する。

定量目標を将来的に入れる際は、業界ごとの特性や技術的課題、再生材の品質・供給状況、経済性等を十分に考慮する必要があることから、各業界における自主的な取組の促進と実態把握をCPs の場も活用しながら進めていく。その上で、国内再生材の需給バランスや市場の成熟度、技術開発の進展等を見極めながら、将来的な制度のあり方について検討していく。

さらに、再生材市場の健全な発展に向けては、需要面の措置と併せて、再生材の品質向上や安定 供給、設備投資支援等の供給面の施策も総合的に展開していく。

#### B) 有用な資源を含む副産物の利用に係る義務の導入

特に有用物を多量に含むが国内循環ができていない工程端材を再生利用する義務を措置する。 具体的な義務の内容としては、副産物の利用に関する取り組むべき事項の明確化、それに関する計画の策定、実績の定期報告を追加する(PDCAサイクルの構築)。具体的な対象資源や対象業種については、当該資源の利用実態や海外の動向などを参照して検討する(例:LIBの工程端材)。経済的インセンティブの付与についても、企業の取組実態や課題を踏まえながら検討を進めていく。

#### C) 再生材利用に関するインセンティブ付与

前述の再生材利用義務を果たしている事業者に対し、再生材利用製品の購入インセンティブを 強化するため、国等の公的機関によるグリーン調達や、グローバルな競争力を踏まえた各種補助制 度等の連携を図る。

#### (3)「再生資源」の供給強化

#### A) 再生プラスチックの流通量の最大化や高品質化による循環市場の活性化

既存のリサイクル制度(容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法等)について、再資源化される総量や高品質な再生材の供給量の最大化を念頭に、必要な制度的対応を行う(例:個別分野におけるプラスチックの再資源化に対するインセンティブ付与の検討(自り制度の例を参考)等)。循環資源の回収・選別・再資源化のための設備導入支援等を通じて、静脈産業の基盤強化を進めていく。加えて、再生材の安定的な需給体制の構築に向けては、動静脈産業間での情報連携を強化することが重要であるため、素材情報等を事業者間で共有する情報流通プラットフォームの構築を進めていく。その際、再生材の品質評価基準の整備や、トレーサビリティの確保等についても検討していく。

また、生み出された再生プラスチックについても、容器包装リサイクル制度の活用等を通じて、中間処理後のベール品質やリサイクル後の再生材の品質を、利用事業者の要望に応じた評価項目により整理し、可視化を促すことで、再生材利用者の品質要求に合う再生プラスチック市場の活性化を目指す。

#### B) 再生資源供給産業の育成

リサイクル事業者を「再生資源供給産業」として成長産業とすることを目指し、第 213 回通常国会で成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の実施状況及び国内需要向けの再生材の供給動向を注視し必要な措置を講ずるとともに、各種法令に基づく再資源化について必要な規制のあり方及び促進策について議論が必要である(小電法、プラ法、資源法等)。

また、レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大、及びリサイクル現場における発煙・発火リスク低減のため、製造事業者等による小型リチウム蓄電池使用製品の自主回収・再資源化の促進について検討する。具体的な品目、回収目標及び実施時期については、経済性や技術進度、リチウム蓄電池容量や国内流通実態などを踏まえて検討する。

#### C) 再生材に関する認証制度の導入

再生材の品質や安定供給に対する需要側の懸念を払拭し、再生材に関する健全な取引環境を整備するため、適切な品質マネジメント体制の下で再生材を供給する事業者を認証するプロセス認証制度や、再生材であることの確からしさを担保する認証制度を導入することを検討(認証機関を指定する等)。日本の強みである高品質な再生材が国際的な競争力を得るためには、再生材の国際認証を念頭に入れて検討することが重要である。

## Ⅴ. 今後の課題

資源循環経済政策は、上記の取組を総合的に進めていくことが重要であるが、特にボトルネックとなるのが再生材の市場拡大である。ボトルネックを解消するためには、再生材の供給促進、製品メーカーによる再生材の調達、消費者の行動変容やエンパワーメントを一体的に進めなければならない。再生材の供給については、再生材の品質を高める技術の向上が課題であり、イノベーションが欠かせない。政府としても、技術開発や設備投資を強力に支援していく。再生材の利用義務については、定量的な目標設定の必

要性についても本委員会内で指摘があったところ、それぞれの業界の特性を考慮し、目標設定が可能な業界から取り組んでいくことが重要である。同時に、再生材利用に伴うコスト増を社会全体でどう負担していくのかについて、政府による財政的な支援のあり方も含めて検討していく必要がある。また、CE に配慮した製品が消費者から評価されて売上に繋がるような環境を作るためには、生活者としての主体的な行動を引き出していくことが不可欠であり、サステナブルな消費を促す教育等の側面も重要である。

今般の資源循環経済小委員会における議論は、従来の 3R 政策を基礎としつつ、我が国の「循環経済」の実現に向けて新たな一歩を踏み出すものである。個社単位での取組ではリニアエコノミーでの部分最適に留まることから、サーキュラーエコノミーでの全体最適の実現のためには、設計・製造段階、販売・利用段階、回収・リサイクル段階のライフサイクル全体をシームレスに繋ぎ、動脈産業と静脈産業が互いの産業形態を変化させつつ連携して取り組むことが要諦である。委員会ではこれまで、各業界におけるCEの取組や海外の動向を学びつつ、日本の国際競争力の強化につながる資源循環経済政策の全体像を議論してきた。引き続き、関係するステークホルダーも交えながら、それぞれの施策に関する具体的なアクションについて議論を深めていく必要がある。今後の資源循環経済の発展に応じて、取りまとめの内容につきアップデートを継続的に検討していく。

以上

# 今後の制度的対応の方向性

#### 再生材利用の拡大

#### 課題

- 現行制度では、メーカーの再生材利用は一部を除き努力義務
- かつ、再生材利用をモニタリングする仕組みが存在せず、再生材利用の改善を促すことが困難

#### 措置事項

- 再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者 等に対して、再生材の利用に関する計画の作成及び定期の報告 を義務付ける
- 取組が著しく不十分であるときは、勧告・命令の対象とし、命令に違反した場合には罰則の対象とする

#### 環境配慮設計の促進

#### 課題

- 現行制度では、リサイクルしやすい製品設計をすべき製品を指定、最低限守るべき基準は存在
- 他方、製品設計の特に優れた製品が評価され、定 常的に全体のレベルを底上げする仕掛けなし

#### 措置事項

- ライフサイクル全体の環境負荷低減を考慮した特に優れた製品 設計(易解体設計、長寿命化)の認定制度を創設する
- ・ 認定製品はその旨の表示を行うことができるほか、当該製品の リサイクルを行うための設備投資への金融支援など、認定事業 者に対する特例措置を講ずる

#### 再資源化の促進

#### 課題

- 現行制度では、小型電池など一定の製品にメーカー等の回収・再資源化を義務付けているが、回収スキームが十分に構築されておらず、回収率が低い
- かつ、回収・再資源化の実施状況をモニタリング する仕組みが存在しない

#### 措置事項

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物 処理法の特例(適正処理の遵守を前提として業許可不要)を講 じ、回収・再資源化のインセンティブを付与する
- これにより回収の実施状況をモニタリングし、必要があれば担保措置(勧告・命令など)で回収率の改善を促すことが可能になる

#### CEコマースの促進

#### 課題

• 現行制度では、CEコマースへの消費者の安全・安心面の懸念を払拭し、CEコマースビジネスを健全に育成する適切な規律が存在しない

## 措置事項

• CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や 消費者の安全といった観点から満たすべきCEコマースビジネス の基準を設定する** 

# 産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会 委 員 名 簿

(敬称略、委員は五十音順)

#### ○委員長

梅田 靖 東京大学大学院工学系研究科人工物工学研究センター 教授

#### ○委 員

粟生木 千佳 公益財団法人地球環境戦略研究機関

持続可能な消費と生産領域 主任研究員/プログラムマネージャー

池田 三知子 一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長

石坂 典子 石坂産業株式会社 代表取締役

石山 アンジュ 一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事

大和田 秀二 早稲田大学 名誉教授

岡部 朋永 東北大学大学院工学研究科 航空宇宙工学専攻 教授

金澤 貞幸 公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事

斉藤 崇 杏林大学総合政策学部 教授

澤田 道隆 クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス 会長

末吉 里花 一般社団法人エシカル協会 代表理事

醍醐 市朗 東京大学先端科学技術研究センター 准教授

髙尾 正樹 株式会社 JEPLAN 代表取締役社長

所 千晴 早稲田大学理工学術院 教授/東京大学大学院工学系研究科 教授

町野 静 弁護士法人イノベンティア パートナー

三室 彩亜 デロイトトーマツコンサルティング ストラテジー パートナー

山本 雅資 神奈川大学経済学部経済学科 教授

# 産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会 開催経緯

R5年8月3日	産業技術環境分科会において、 <b>『資源循環経済小委員会</b> 』の設置を了承
9月20日	<ul><li>第1回資源循環経済小委員会</li><li>趣旨、現状整理</li><li>主な論点の整理</li></ul>
11月6日	<ul><li>第2回資源循環経済小委員会</li><li>日本化学工業協会(①再生材の利用促進等)</li><li>再生材利用の促進に関する論点等</li></ul>
12月13日	第3回資源循環経済小委員会     日本鉄鋼連盟、CLOMA、日本電機工業会(①再生材の利用促進、②環境配慮設計、③循環の可視化等)     EU における資源循環政策動向(ESPR、CSRD)等
R6年1月25日	<ul> <li>第4回資源循環経済小委員会</li> <li>三菱電機(①再生材の利用促進、②環境配慮設計、③循環の可視化、 ④CE コマース等)</li> <li>三菱総研、BASF ジャパン(③循環の可視化等)</li> </ul>
2月13日	<ul><li>第5回資源循環経済小委員会</li><li>日本自動車工業会、富士フイルム(①再生材の利用促進、②環境配慮設計、③循環の可視化、④CE コマース等)</li><li>町野委員(④CE コマース等)</li></ul>
3月11日	第6回資源循環経済小委員会  ・ 日本建設業連合会、日本アパレル・ファッション産業協会、電池サプライチェーン協議会(①再生材の利用促進、②環境配慮設計、③循環の可視化、④CE コマース等)
3月28日	第7回資源循環経済小委員会
5月9日	<ul><li>第8回資源循環経済小委員会</li><li>環境省(新法)、アビームコンサルティング(個別識別子)</li><li>論点整理(骨子案)</li></ul>
6月27日	第9回資源循環経済小委員会     成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ案
7月12日	成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間と りまとめ(案)に対する意見公募

~8月12日	
12月13日	成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間と りまとめ(案)に関する意見公募手続の結果公表
12月18日	<ul><li>第10回資源循環経済小委員会</li><li>成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ(案)</li><li>今後の制度的対応の方向性</li></ul>

# 紙製容器包装の リサイクルについて

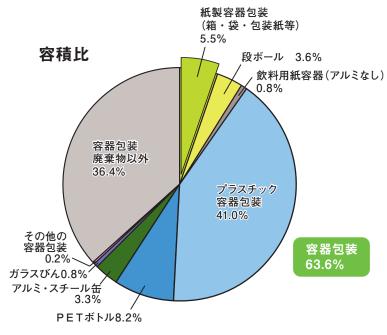
紙製容器包装は大切な資源です



Paper Packaging Recycling Council 紙製容器包装リサイクル推進協議会

# 紙製容器包装のリサイクル

紙製容器包装は、家庭から出るごみの中の約5.5%を占めています。



環境省 容器包装廃棄物の使用・排出実態調査(令和5年度)より

# 容器包装の"3 R"

資源を有効に使うには、容器包装の減量・減容化(Reduce)、一旦使用した物の再使用(Reuse)、使用済の容器包装の再資源化(Recycle)をすることですが、そのためには3Rに配慮した容器包装であることが必要です。



## [紙製容器包装]とは

商品の容器や包装で、主として紙製のものをいいます。 紙箱や紙袋、包装紙が代表的なものです。容器包装リサイクル法では、家庭から排出されたものをリサイクルの 対象としています。ただし、段ボールや飲料用紙容器(アルミなし)は除きます。紙製容器包装には、下記の識別マークを付けることが義務付けられています。

#### 識別マーク



消費者が使用済容器包装を出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進することを目的として、紙製容器包装には識別マークが付けられています。



●いろいろある識別マーク ガラスびんを除く他の容器包装にも、リサイクルを促進する識別マークがついています。

#### リサイクル対象品目



**F** 











ガラスびん

アルミ缶 スチール缶 紙製容器包装 容器包装 PETボトル

段ボール 無色・茶色・その他

# 紙製容器包装のリサイクル

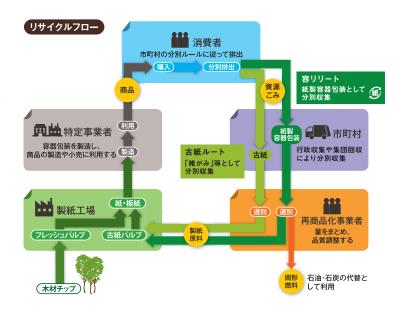
#### 紙製容器包装は、2つのリサイクルルートで資源化されています。

#### ■「紙製容器包装」として分別収集するルート (容リルート)

市町村で紙製容器包装の識別マークがついたものを対象に集め、収集されたものの再商品化(リサイクル)は特定事業者(容器包装製造利用事業者)が、指定法人((公財)日本容器包装リサイクル協会)に委託して行われます。主に製紙原料に利用され、製紙原料に向かないものは固形燃料(RPF)等として利用されます。

#### [2]「古紙」として分別収集するルート(古紙ルート)

市町村で従来からの古紙(新聞・雑誌・段ボール等)の回収ルートを利用して主に製紙原料に向く紙製容器包装を集め、製紙原料に向かないプラスチックとの複合品や匂いのついた箱等が回収対象から除かれます。紙製容器包装は、「雑がみ」「その他の紙」などの分類で、紙小物類(パンフレット、コピー紙、封筒等)との混合で回収されます。



# 複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WGを設置

紙製容器包装の業種全体排出見込量63.6万トンの内、紙にリサイクルしにくい複合紙製容器包装(以下「複合品」)が9.5万トン、汚れたものを含めると15.0万トンと推定、アルミ付紙パックや紙カップ、複合紙箱をはじめとした複合品は「雑がみ」の回収対象とならずほとんど燃やされています。「容器包装リサイクル法」では収集・リサイクルが求められており、「プラスチック資源循環促進法」でも「再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え」とプラからの「紙化」を進めるにあたり複合品のリサイクルの推進が必要なため、複合品(複合紙製容器包装)リサイクル推進WGを2024年5月に設置しました。

# 紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」骨子

### ● 紙製容器包装の収集・リサイクルの推進

#### 提言 1 紙製容器包装を収集する市町村の拡大を要望します

容リルート「紙製容器包装」分類での収集及び古紙ルート「雑がみ」分類での収集を実施する市町村の拡大を要望します。

#### 提言2 紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言します

古紙ルート「雑がみ」分類で収集を実施する市町村の拡大及び紙製容器包装の回収量拡大のために、紙単体紙製容器包装(以下「紙単体」という)と複合紙製容器包装(以下「複合品」という)の区別表示の設定を提言します。

#### 提言3 複合品の収集・リサイクルの推進を提言します

複合品も、家庭から排出される容り法対象の紙製容器包装の約15%(約9万トン:当推進協議会調査)を占めており、固形燃料等の有効なリサイクル資源であるため、収集・リサイクルの推進を提言します。

#### 提言4 紙製容器包装の収集拡大のための啓発を要望します

紙製容器包装(あるいは雑がみ)の収集を実施する市町村を拡大するために、紙製容器包装が有効な資源であることを市町村に啓発することを要望します。

#### 提言5 今後の制度見直し

紙製容器包装全体のリサイクルシステムのあるべき姿の研究を進めます。

#### ② 容器包装3R制度全体のあり方について

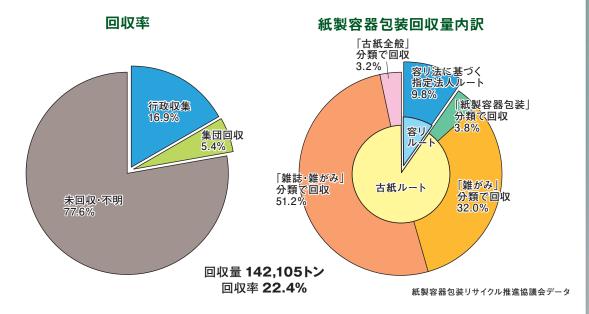
提言6 三者の役割分担を維持し取り組みの深化を図ります

提言7 主体間連携の強化を図ります

# 紙製容器包装の回収量内訳(容リルート+古紙ルート)

産構審発表紙製容器包装の2023年度業種全体排出見込量:635,501トン 紙製容器包装の回収量内訳(2023年度実績: 142.105トン、回収率22.4%)

- 容リルート回収量 13,898トン、回収率 2.2% (回収量の内訳9.8%) 古紙ルート回収量 128,207トン、回収率 20.2% (回収量の内訳90.2%)
- 古紙ルート内訳:混合回収 86.4% (「雑誌・雑がみ | 51.2%、「雑がみ | 32.0%、古紙全般3.2%) 「紙製容器包装」分類での単独回収は 3.8%、合計 90.2%



# 紙製容器包装の内訳(複合品の汚れたものを含む)

産構審発表紙製容器包装の2023年度業種全体排出見込量:635,501トン 紙単体合計:540,924トン(85.1%)、複合品合計:94,577トン(14.9%) 複合品(複合紙製容器包装)の汚れたものを含めて推計すると

アルミ付紙パック:54,800トン(7.9%)

紙カップ(紙トレー含む): 50,867トン(7.4%)

その他複合品: 43.950トン(6.2%)

■包装紙(複合) ■紙袋(複合)

#### 家庭からの排出

複合合計

単体合計

85.12%

14.88%

複合品合計: 149,617トン(21.6%)

紙カップ アルミ付紙パック 3.90% 0.16% 0.47%

4.20%

1.23%

1 18%

2.87%

0.449

5.94%

2.22

10.07%

5.61%

#### 0.15% 円グラフ(時計まわり) 0.79% 0.43% 紙カップ 38% ■紙箱(単体) アルミ付紙パッ ■マルチパック ■ティッシュボックス 1.14% ■包装紙(単体) 1.09% ■紙袋(単体) 2 65% 複合合計 ■パルプモールド 0.41% 21.56% 紙箱(複合) 5.47% ■洗剤 単体合計 2.05% 78.44% ■金銀箔 ■アルミ付紙パック ■紙カップ 9.28% ■紙管製容器

汚れたものを含む

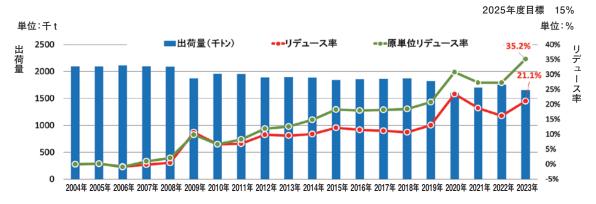
#### 紙製容器包装リサイクル推進協議会データ

## フォローアップ報告 リデュースの推進:21.1%削減(2023年度実績)

#### 紙製容器包装のリデュース率〈自主行動計画2025 (2021~2025年度)目標15%〉

- 紙製容器包装に使用される包装用紙・紙器用板紙の国内出荷量の2004年度比リデュース率を指標
- 2023年度は新型コロナウイルス感染症の影響もようやく薄まり出荷量は減少 ( ) 内前年度
  - ■2023年度の基準年度(2004年度) 比削減量 **443,703トン**(339,831トン) 自主行動計画をスタートした2006年度からの累計削減量 **4,028,276トン**
  - ■2023年度の基準年度(2004年度) 比リデュース率 **21.1%**(16.2%) 売上高\*を原単位とした基準年度(2004年度) 比リデュース率 **35.2%**(27.3%)

※売上高:経産省商業動態統計より 売上高=小売業計-自動車-機械器具-燃料



包装用紙・紙器用板紙のリデュース率及び国内出荷量の推移(基準年度=2004年度)

#### フォローアップ報告 リサイクルの推進:回収率22.4%(2023年度実績)

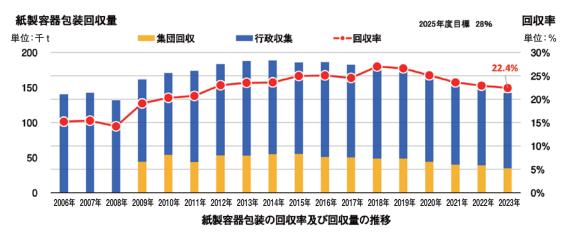
#### 紙製容器包装の回収率〈自主行動計画2025 (2021 ~ 2025年度) 目標28%〉

- 2009年度より集団回収量を計上
- 2023年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり回収率は更に減少 () 内前年度
  - ■2023年度紙製容器包装の回収量 142,105トン(148,702トン)

内訳) 行政収集 107,596トン (109,806トン)、集団回収 34,509トン (38,897トン)

■2023年度回収率 22.4% (22.9%)

内訳) 行政収集 16.9% (16.9%) 集団回収 5.4% (6.0%)



紙製容器包装リサイクル推進協議会データ

# 紙製容器包装リサイクル推進協議会とは

# 

当推進協議会は容器包装リサイクル法の趣旨に基づきその他紙製容器包装の3R推進を目的として、 関連する業界団体及び事業者によって1998年に設立された任意団体です。

# 当推進協議会事業内容

►紙製容器包装廃棄物の資源化の推進のための 実態調査を行います。



収集物の組成分析 20以上の分類で分別調査



収集状況アンケート調査 人口9万人程度以上の市区



ホームページにて情報提供





展示会への出展(エコプロ)



3 R推進フォーラム (3 R推進団体連絡会)



紙製容器包装 3 R改善事例集の発行



容リ法改正対策・ 総務・技術委員会 活動報告書の発行

#### ▶会員への情報提供・啓発を行います。

紙推進協ニュースの発行、 見学会、セミナー、研修など



#### ▶法の円滑な運用を図り制度整備への提言を行います。

(公財)日本容器包装リサイクル協会との連携により紙製容器包装リサイクルの円滑な運用を図ります。

容器包装リサイクル法に係る審議会等で合理的なリサイクルシス テムを提言します。

Paper Packaging Recycling Council

# 紙製容器包装リサイクル推進協議会

http://www.kami-suisinkyo.org/

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21 新虎ノ門実業会館8階 TEL 03-3501-6191 FAX 03-3501-0203

E-mail:p@kami-suisinkyo.org